

平成 2 7 年度

第 1 回

柏市生涯学習推進協議会

資料集

平成 2 7 年 8 月 7 日

目 次

1	教育基本法	1
2	第2期教育振興基本計画	5
3	生涯学習に関する世論調査	7
4	平成26年度生涯学習・社会教育振興施策に関する基礎資料	33
5	平成26年度柏市民意識調査	41
6	団体紹介	64
7	その他	69
	(1) 柏市附属機関設置条例	
	(2) 柏市生涯学習推進協議会規則	

1 教育基本法（平成18年法律第120号）

○教育基本法

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り・Fく教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習す

ることができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の

適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第2期教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定）

第2期教育振興基本計画のポイント

4つの基本的方向性

第1期計画が学校教育等の基幹分野で進めていたのに対して、第2期計画では、各学域間で、学校間や、学校と社会連携など対外的な活動を推進し、「社会を伴った学び」など、生活が豊かになる4つの基本的方向性を決定。

8つの成果目標

様々な教育プログラムの実現を通じて、第1期計画では必ずしもできなかった成果目標を、その達成度を改善していくこととする。また、生活が豊かになる4つの基本的方向性を実現。

30の基本施策

小中一貫教育、グローバル人材育成、生涯学習推進など、幅広い分野をカバーし、教育の質を高め、教育の機会を拡大する。また、生活が豊かになる4つの基本的方向性を実現。

3つの理念

自立、協働、創造

【閣議決定の経緯】

平成25年6月 閣議決定（第1次）
 平成25年6月 文部科学大臣の閣議決定（第2次）
 平成25年6月 閣議決定（第3次）
 平成25年6月 閣議決定（第4次）

◆ 教育基本法（平成18年12月22日法律第129号）
 教育振興基本計画（案）

第17条 政府は、教育の発展に資する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針並びにその推進に必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国に策定させることとし、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、政府の計画を参考に、その地域の状況に応じ、当該地方公共団体に係る教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めようとするなければならない。

文部科学省

第2期 教育振興 基本計画

平成25年
6月14日
閣議決定

今正に我が国に決められているもの。それは、「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び」である。（「前文」より）

第2期「教育振興基本計画」（計画期間：平成25年度～29年度）が閣議決定された。
 「教育振興基本計画」は、教育基本法に基づき政府が決定する教育に関する総合計画です。

文部科学省

教育行政の4つの基本的方向性

教育行政の4つの基本的方向性を示すため、生活が豊かになる4つの基本的方向性と、教育の振興に関する施策の推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針並びにその推進に必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国に策定させることとし、公表しなければならない。

- 1. 社会を牽引する力の養成**
 多様な意見を持つ人々の間で、互いの意見を尊重し、協働して課題を解決する力を養成する。
- 2. 未来への挑戦を奨励する人材の養成**
 多様な意見を持つ人々の間で、互いの意見を尊重し、協働して課題を解決する力を養成する。
- 3. 学びのセーフティネットの構築**
 誰もが安心して学ぶことができるよう、教育の機会を拡大する。
- 4. 絆づくりと協働によるコミュニティの形成**
 社会を牽引する力、未来への挑戦を奨励する力、学びのセーフティネットの構築、絆づくりと協働によるコミュニティの形成を推進する。

【生活理念】

- 教育における多様な意見の尊重
- ライフステージに応じた「学び」の推進
- 社会全体の「学び」の推進
- 協働による学びの推進

【教育振興の方向性】

- 協働による学びの推進
- 生涯学習の推進
- 協働による学びの推進

【協働による学びの推進】

- 協働による学びの推進
- 生涯学習の推進
- 協働による学びの推進

【協働による学びの推進】

- 協働による学びの推進
- 生涯学習の推進
- 協働による学びの推進

協働による学びの推進

協働による学びの推進は、社会を牽引する力、未来への挑戦を奨励する力、学びのセーフティネットの構築、絆づくりと協働によるコミュニティの形成を推進する。

協働による学びの推進

- 協働による学びの推進
- 生涯学習の推進
- 協働による学びの推進

協働による学びの推進

- 協働による学びの推進
- 生涯学習の推進
- 協働による学びの推進

協働による学びの推進

協働による学びの推進は、社会を牽引する力、未来への挑戦を奨励する力、学びのセーフティネットの構築、絆づくりと協働によるコミュニティの形成を推進する。

協働による学びの推進

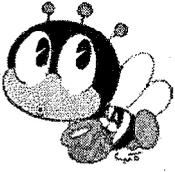
- 協働による学びの推進
- 生涯学習の推進
- 協働による学びの推進

協働による学びの推進

- 協働による学びの推進
- 生涯学習の推進
- 協働による学びの推進

3 生涯学習に関する世論調査（平成24年7月）

次頁からの資料をごらんください。



生涯学習に関する世論調査（平成24年7月） （内閣府大臣官房政府広報室）の概要

- 調査対象** 全国20歳以上の日本国籍を有する者 3,000人
有効回収数 1,956人（回収率65.2%）
調査期間 平成24年7月5日～7月15日（調査員による個別面接聴取）
- 調査目的** 生涯学習に関する国民の意識を調査し、今後の施策の参考とする。
- 調査項目**
- 1 生涯学習の現状
 - 2 生涯学習の今後の意向
 - 3 生涯学習の振興方策
- 調査実績**
- 「生涯学習に関する世論調査」
- | | | | | | |
|----------|------|---------|--------|-------|---------|
| 平成20年5月 | （標本数 | 全国20歳以上 | 3,000人 | 有効回収数 | 1,837人） |
| 平成17年5月 | （標本数 | 全国15歳以上 | 5,000人 | 有効回収数 | 3,489人） |
| 平成11年12月 | （標本数 | 全国20歳以上 | 5,000人 | 有効回収数 | 3,448人） |
| 平成4年2月 | （標本数 | 全国20歳以上 | 3,000人 | 有効回収数 | 2,191人） |
| 昭和63年9月 | （標本数 | 全国20歳以上 | 5,000人 | 有効回収数 | 3,863人） |
- 「生涯教育に関する世論調査」
- | | | | | | |
|---------|------|---------|--------|-------|---------|
| 昭和54年2月 | （標本数 | 全国20歳以上 | 5,000人 | 有効回収数 | 4,012人） |
|---------|------|---------|--------|-------|---------|
- その他** 本調査の概要は、内閣府ホームページに掲載されています。
<http://www8.cao.go.jp/survey/h24/h24-gakushu/index.html>

<担当>

生涯学習政策局生涯学習推進課

課長 平林 正吉（内線 3456）

課長補佐 高井 絢（内線 2989）

電話：03-5253-4111（代表） 03-6734-3273（直通）

生涯学習に関する世論調査（内閣府調査）

<p><調査目的> 生涯学習に関する国民の意識を調査し、今後の施策の参考とする</p>	<p><調査対象>（個別面接聴取） 全国20歳以上の日本国籍を有する者 3,000人 有効回答数 1,956人（回収率 65.2%）</p>	<p><調査時期> 平成24年7月 前回調査：平成20年5月</p>				
<p><調査内容></p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(1) 生涯学習の現状等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生涯学習」という言葉のイメージ ・生涯学習の実施状況 ・生涯学習の満足度 ・身につけた知識等の社会的評価 ・身につけた知識等の活用状況 ・生涯学習をしていない理由 等 </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(2) 生涯学習に対する今後の意向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTによる生涯学習の意向 ・行いたい生涯学習の内容や形式 ・身につけた知識等についての社会的評価の方法 ・「地域や社会における教育」の支援や指導の意向 等 </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(3) 生涯学習の振興方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の振興方策 </td> </tr> </table>			<p>(1) 生涯学習の現状等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生涯学習」という言葉のイメージ ・生涯学習の実施状況 ・生涯学習の満足度 ・身につけた知識等の社会的評価 ・身につけた知識等の活用状況 ・生涯学習をしていない理由 等 	<p>(2) 生涯学習に対する今後の意向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTによる生涯学習の意向 ・行いたい生涯学習の内容や形式 ・身につけた知識等についての社会的評価の方法 ・「地域や社会における教育」の支援や指導の意向 等 	<p>(3) 生涯学習の振興方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の振興方策 	
<p>(1) 生涯学習の現状等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生涯学習」という言葉のイメージ ・生涯学習の実施状況 ・生涯学習の満足度 ・身につけた知識等の社会的評価 ・身につけた知識等の活用状況 ・生涯学習をしていない理由 等 	<p>(2) 生涯学習に対する今後の意向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTによる生涯学習の意向 ・行いたい生涯学習の内容や形式 ・身につけた知識等についての社会的評価の方法 ・「地域や社会における教育」の支援や指導の意向 等 	<p>(3) 生涯学習の振興方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の振興方策 				
<p><調査結果(例)></p> <p>生涯学習の現状等について</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>○ この一年間に生涯学習を行った人の割合は前回調査と比較して、あらゆる年代で増加。(p3) (平成20年度:47.2%→平成24年度:57.1%)</p> <p>○ この一年間に社会問題に関する学習を行った人の割合は8.9%なのに対し、今後実施したい人の割合は19.5%と高い。(p3、16)</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>○ 形式としては、「公民館や生涯学習センターなどの公の機関における講座や教室」(40.5%)が最も多く、「同好者の集まり、サークル活動」(34.0%)と続く。前回調査と比較して「職場の教育、研修」(27.5%)も増加。(p7)</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">生涯学習や社会活動に関する機運が高まっている</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>中間とりまとめ関連項目</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>・現代的・社会的な課題に対応した学習の推進（先進的に取り組む公民館等に対する支援等）</p> <p>・多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進</p> </td> </tr> </table>			<p>○ この一年間に生涯学習を行った人の割合は前回調査と比較して、あらゆる年代で増加。(p3) (平成20年度:47.2%→平成24年度:57.1%)</p> <p>○ この一年間に社会問題に関する学習を行った人の割合は8.9%なのに対し、今後実施したい人の割合は19.5%と高い。(p3、16)</p>	<p>○ 形式としては、「公民館や生涯学習センターなどの公の機関における講座や教室」(40.5%)が最も多く、「同好者の集まり、サークル活動」(34.0%)と続く。前回調査と比較して「職場の教育、研修」(27.5%)も増加。(p7)</p>	<p>中間とりまとめ関連項目</p>	<p>・現代的・社会的な課題に対応した学習の推進（先進的に取り組む公民館等に対する支援等）</p> <p>・多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進</p>
<p>○ この一年間に生涯学習を行った人の割合は前回調査と比較して、あらゆる年代で増加。(p3) (平成20年度:47.2%→平成24年度:57.1%)</p> <p>○ この一年間に社会問題に関する学習を行った人の割合は8.9%なのに対し、今後実施したい人の割合は19.5%と高い。(p3、16)</p>	<p>○ 形式としては、「公民館や生涯学習センターなどの公の機関における講座や教室」(40.5%)が最も多く、「同好者の集まり、サークル活動」(34.0%)と続く。前回調査と比較して「職場の教育、研修」(27.5%)も増加。(p7)</p>					
<p>中間とりまとめ関連項目</p>	<p>・現代的・社会的な課題に対応した学習の推進（先進的に取り組む公民館等に対する支援等）</p> <p>・多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進</p>					

生涯学習に関する世論調査（内閣府調査）

<調査結果(続き)>

生涯学習の課題について

◆ 生涯学習をしたことがある人

- 生涯学習を行うにあたっての課題としては、「**仕事が忙しくて時間がない**」が最も多く、**28.1%**。
 続いて、「費用がかかる」(23.5%)、「身近なところに施設や場所がない、内容や時間帯が希望に合わない」(22.5%)。(p6)

◆ 生涯学習をしていない人

- 生涯学習をしていない理由としては、「**仕事が忙しくて時間がない**」が最も多く、**43.4%**。(p12)
 ※「仕事が忙しくて時間がない」と回答した者の割合
 (20代:42.6%、30代:56.1%、40代:63.8%、50代:54.5%、60代:40.8%、70代:16.7%)

生涯学習に取り組む上での重要な課題の一つは「**仕事が忙しくて時間がない**」

- 一方で、ICTによる生涯学習を「**したいと思う**」、「**どちらかといえばしたいと思う**」と回答した者は、**45.4%**。(p13)

※ 仕事が忙しくて時間がない世代で、ICTによる生涯学習を「**したいと思う**」、「**どちらかといえばしたいと思う**」と回答した割合が高くなっている。

(20代:68.1%、30代:61.7%、40代:60.0%、50代:54.0%、60代:35.6%、70代:17.2%)

ICT:本調査においては「情報端末やインターネット」のことをさす。

ICTは、仕事が忙しくて時間がない世代が生涯学習に取り組む契機となり得る

中間とりまとめ関連項目

- ・学習機会の確保のための環境整備(情報通信技術(ICT)の効果的な活用や放送大学の活用等)
- ・ICTを活用した学習(eラーニング)の質の保証・向上等の推進

生涯学習に関する世論調査（内閣府調査）

<調査結果(続き)>

生涯学習の成果の活用について

- 生涯学習を通じて身につけた知識・技能を地域や社会での活動に「生かしている」と回答した人の割合は前回調査に比較して増加。(p9)
(平成20年度:17.2%→平成24年:21.8%)
- 身につけた知識等を仕事や地域活動に「生かしたいと思う」と回答した人は77.7%。(p10)
- 「地域や社会における教育」の支援や指導に「参加したいと思う」と回答した人は前回調査に比較して増加。
(平成20年度:44.2%→平成24年:50.9%)(p20)
- 参加したい内容としては、「趣味のための学習活動に関する指導、助言」(43.1%)が最も多く、「子育て、育児を支援する活動」(29.4%)、「仕事に関係のある学習に関する支援や指導」(29.3%)が続く。(p21)

生涯学習の振興方策について

- 依然として、「公の機関におけるサービスの充実」(44.4%)という回答が年代・性別を問わず最も多いが、「生涯学習を支援する地域の人材を育成する」が前回調査と比較して目立って増加
(平成20年度:26.0%→平成24年度:32.0%)(p22)

↓

学習の成果の活用、公の機関におけるサービスの充実や地域活動を支える人材の育成が望まれている

↓

中間とりまとめ
関連項目

- ・社会全体で子どもたちの活動を支援する取組(学校支援地域本部、放課後子ども教室等)の推進
- ・社会教育施設の運営の質の向上
- ・地域の学びを支える人材の育成・活用の推進

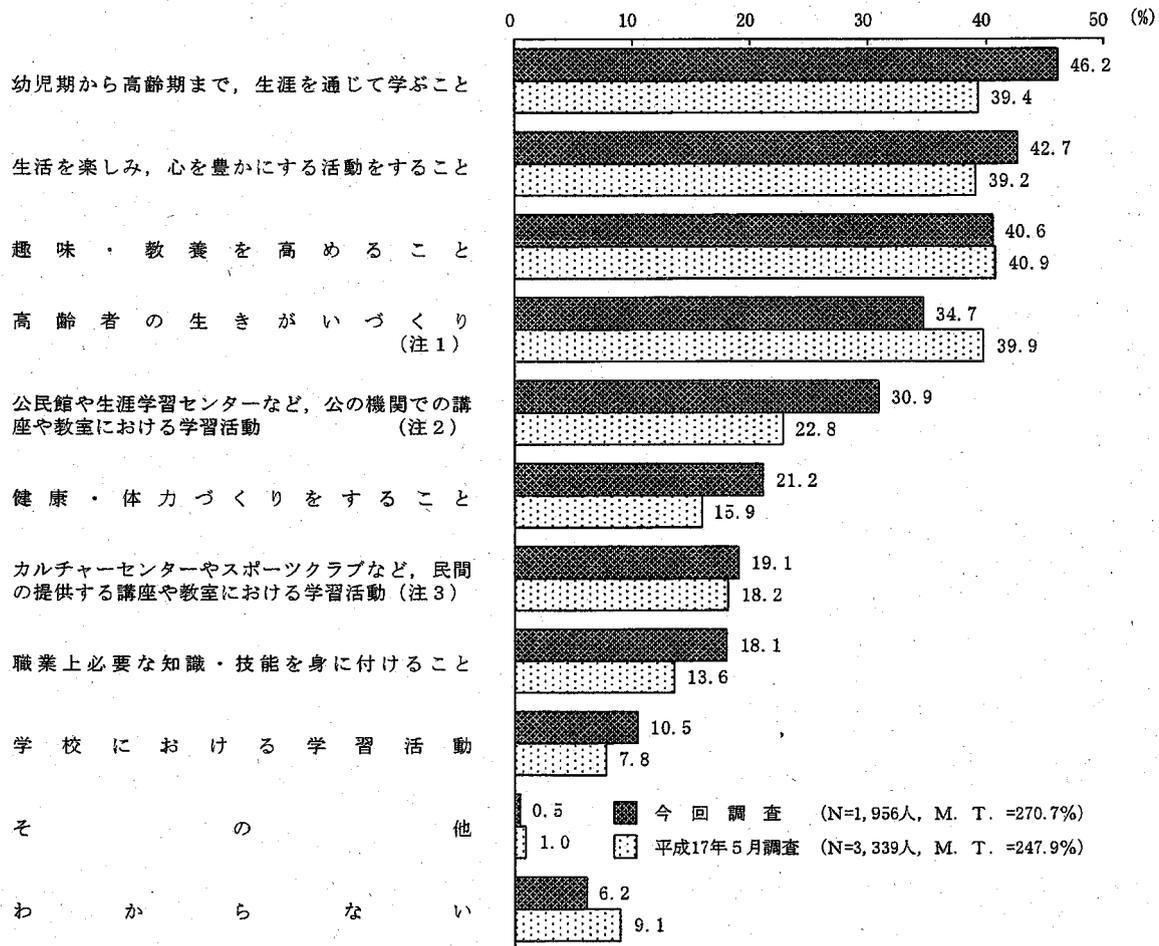
1 生涯学習の現状

(1) 「生涯学習」という言葉のイメージ

(複数回答, 上位4項目)

	平成17年5月	→	平成24年7月
・幼児期から高齢期まで, 生涯を通じて学ぶこと	39.4%		46.2% (増)
・生活を楽しみ, 心を豊かにする活動をする	39.2%		42.7% (増)
・趣味・教養を高めること	40.9%		40.6%
・高齢者の生きがいづくり	39.9%		34.7% (減)

(複数回答)



(注1) 平成17年5月調査では, 「高齢者の生きがいを充実すること」となっている。

(注2) 平成17年5月調査では, 「公民館など自治体の講座や教室における学習活動」となっている。

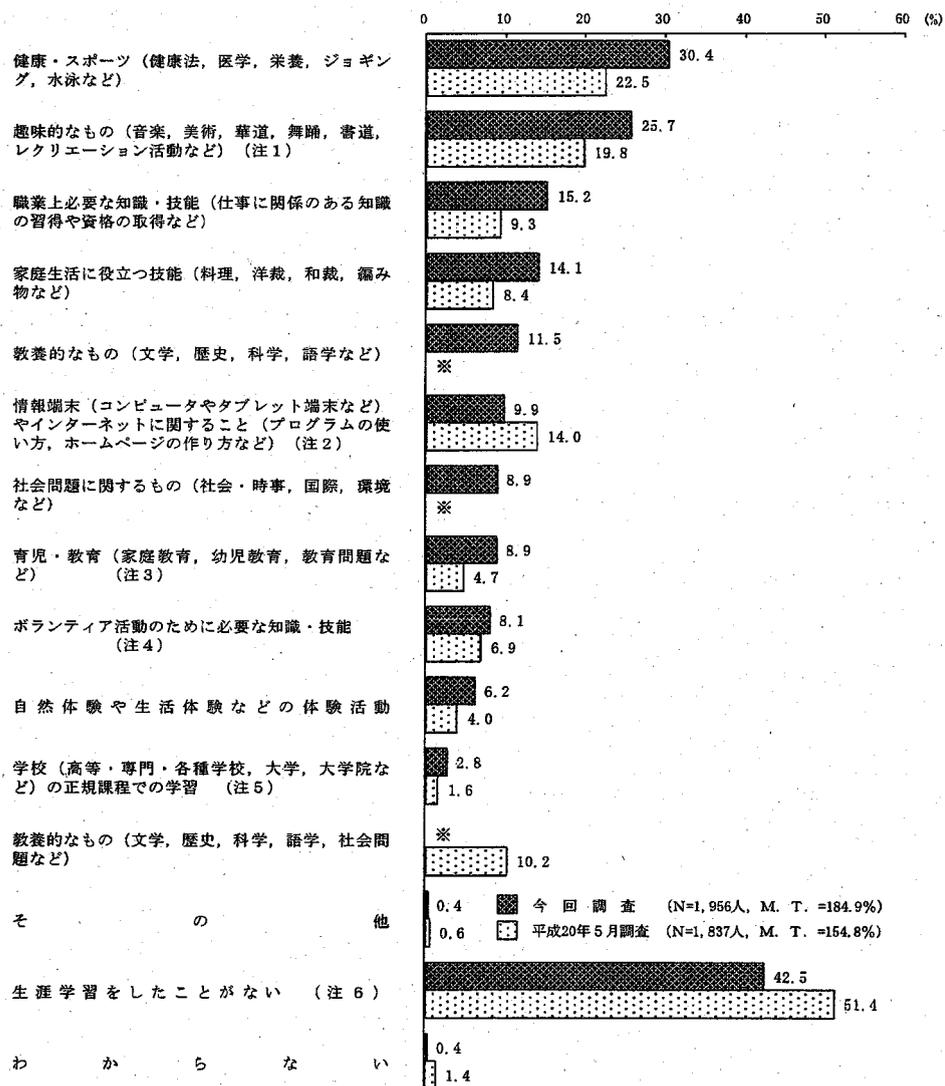
(注3) 平成17年5月調査では, 「カルチャーセンターやスポーツクラブなど民間の講座や教室における学習活動」となっている。

注) 今回調査と比較するため, 平成17年5月調査結果(全国15歳以上の者, 5,000人対象, 有効回収数3,489人)のうち, 全国20歳以上(3,339人)の数値を使用している。

(2) この1年間の生涯学習の実施状況

(複数回答, 上位4項目)

	平成20年5月	平成24年7月
・生涯学習をしたことがある (小計)	47.2%	57.1% (増)
・健康・スポーツ (健康法, 医学, 栄養, ジョギング, 水泳など)	22.5%	30.4% (増)
・趣味的なもの (音楽, 美術, 華道, 舞踊, 書道, レクリエーション活動など)	19.8%	25.7% (増)
・職業上必要な知識・技能 (仕事に関係のある 知識の習得や資格の取得など)	9.3%	15.2% (増)
・家庭生活に役立つ技能 (料理, 洋裁, 和裁, 編み物など)	8.4%	14.1% (増)
・生涯学習をしたことがない	51.4%	42.5% (減) (複数回答)



(注1) 平成20年5月調査では、「趣味的なもの (音楽, 美術, 華道, 舞踊, 書道など)」となっている。
 (注2) 平成20年5月調査では、「パソコン・インターネットに関すること」となっている。
 (注3) 平成20年5月調査では、「育児・教育 (幼児教育, 教育問題など)」となっている。
 (注4) 平成20年5月調査では、「ボランティア活動やそのために必要な知識・技能」となっている。
 (注5) 平成20年5月調査では、「学校 (高等・専修・各種学校, 大学, 大学院など) の正規課程での学習」となっている。
 (注6) 平成20年5月調査では、「(この1年くらい) していない」となっている。
 ※調査をしていない項目

(「生涯学習をしたことがある(小計)」とする者(1,117人)に)

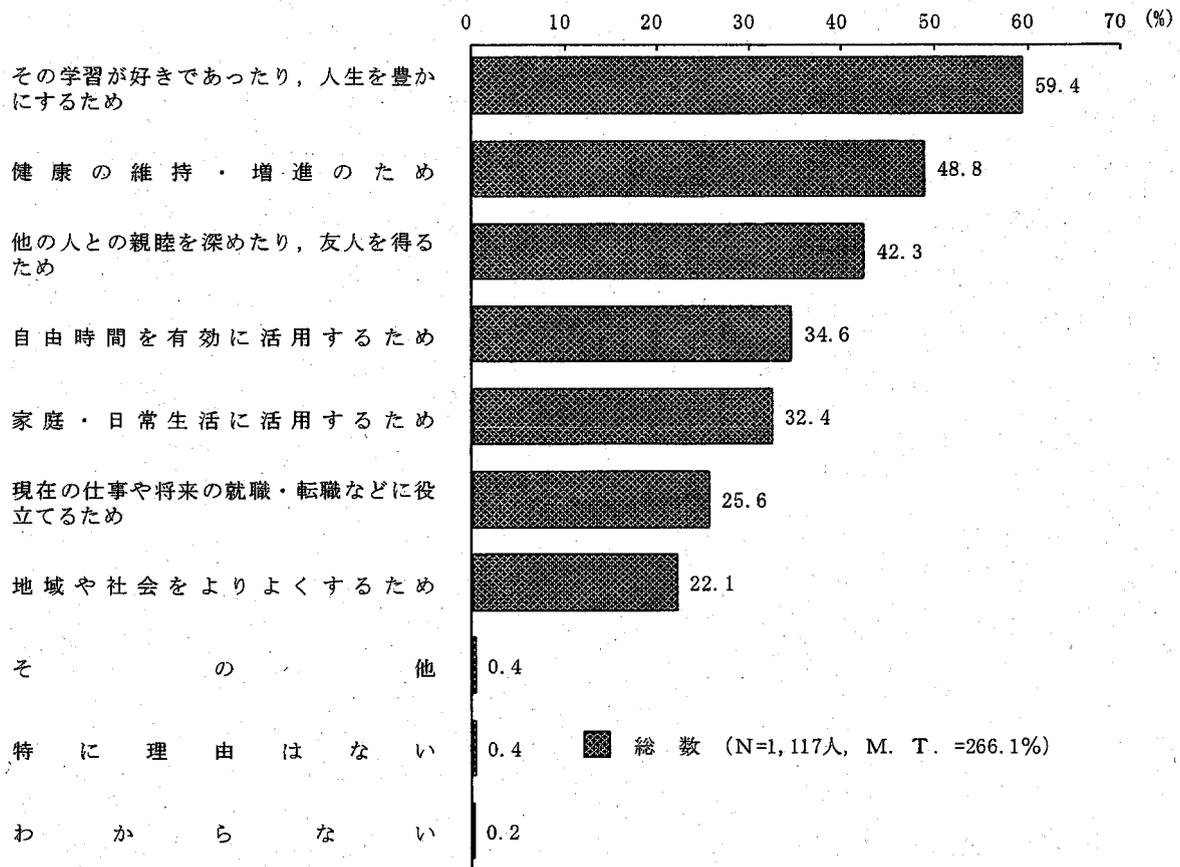
(3) 生涯学習をしている理由

(複数回答, 上位5項目)

平成 24 年 7 月

- ・その学習が好きであったり, 人生を豊かにするため 59.4%
- ・健康の維持・増進のため 48.8%
- ・他の人との親睦を深めたり, 友人を得るため 42.3%
- ・自由時間を有効に活用するため 34.6%
- ・家庭・日常生活に活用するため 32.4%

〔この1年くらいの間に「生涯学習をしたことがある(小計)」とする者に, 複数回答〕



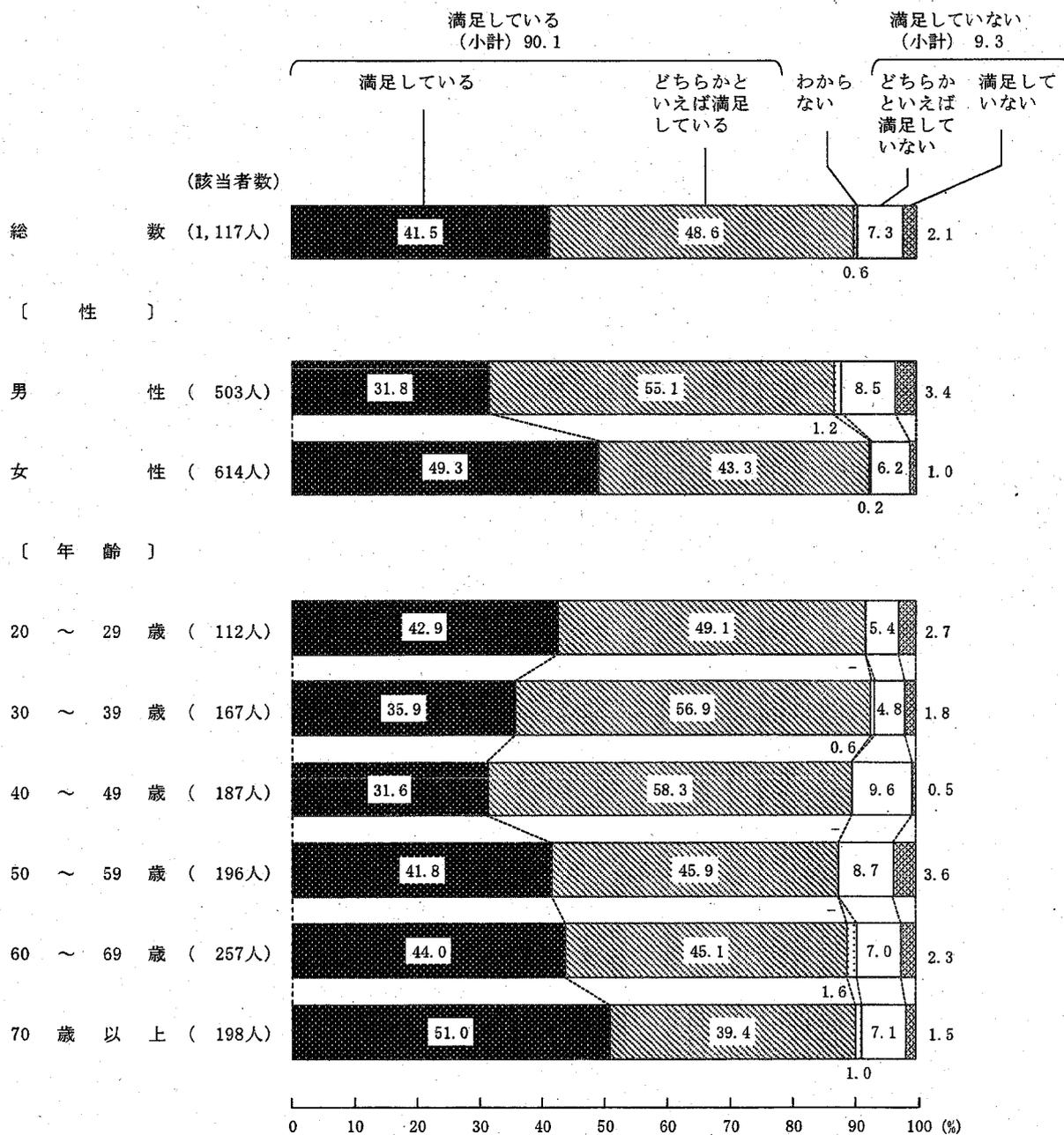
（「生涯学習をしたことがある（小計）」とする者（1,117人）に）

（4）行った生涯学習の満足度

平成 24 年 7 月

・満足している（小計）	90.1%
・満足している	41.5%
・どちらかといえば満足している	48.6%
・満足していない（小計）	9.3%
・どちらかといえば満足していない	7.3%
・満足していない	2.1%

（この1年くらいの間に「生涯学習をしたことがある（小計）」とする者に）



(「生涯学習をしたことがある (小計)」とする者 (1,117人) に)

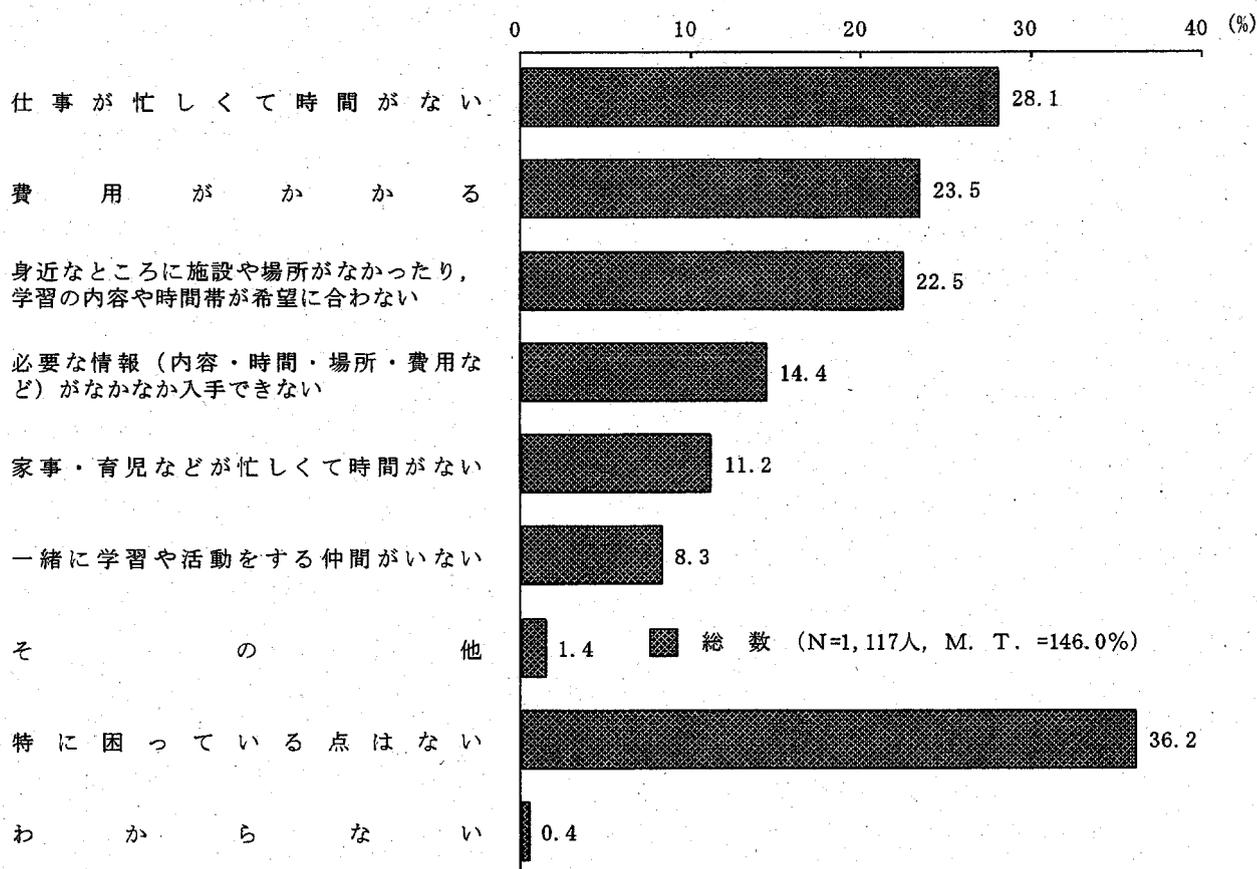
(5) 生涯学習を行うにあたっての課題

(複数回答, 上位4項目)

平成24年7月

・仕事が忙しくて時間がない	28.1%
・費用がかかる	23.5%
・身近なところに施設や場所がなかったり, 学習の内容や時間帯が希望に合わない	22.5%
・必要な情報 (内容・時間・場所・費用など) がなかなか入手できない	14.4%
・特に困っている点はない	36.2%

〔この1年くらいの間に「生涯学習をしたことがある (小計)」とする者に, 複数回答〕



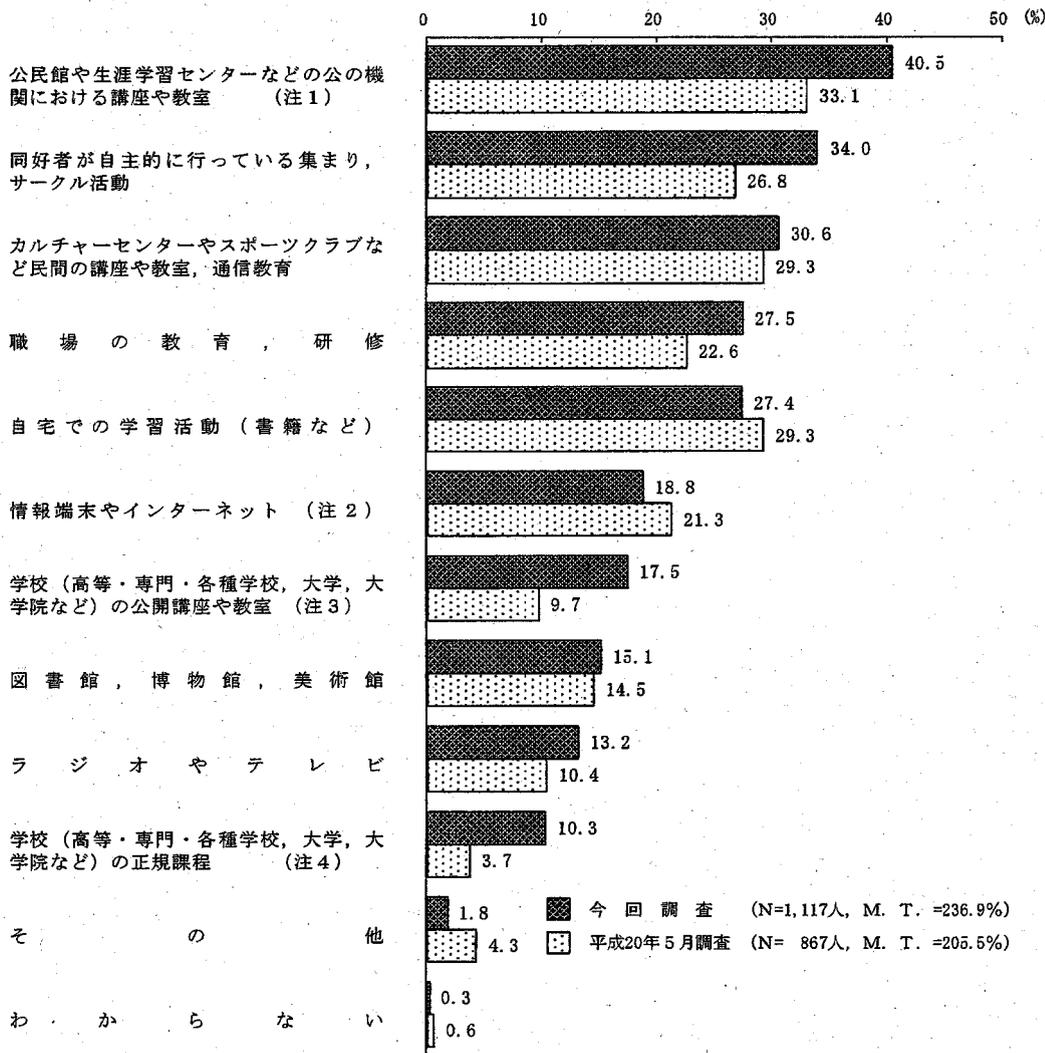
（「生涯学習をしたことがある（小計）」とする者（1,117人）に）

（6）行った生涯学習の形式

（複数回答，上位5項目）

	平成20年5月	平成24年7月
・公民館や生涯学習センターなどの公の機関 における講座や教室	33.1%	→ 40.5% (増)
・同好者が自主的に行っている集まり，サークル活動	26.8%	→ 34.0% (増)
・カルチャーセンターやスポーツクラブなど 民間の講座や教室，通信教育	29.3%	→ 30.6%
・職場の教育，研修	22.6%	→ 27.5% (増)
・自宅での学習活動（書籍など）	29.3%	→ 27.4%

〔この1年くらいの間に「生涯学習をしたことがある（小計）」
とする者に，複数回答〕



（注1）平成20年5月調査では，「公民館などにおける都道府県や市町村などの自治体の講座や教室」となっている。

（注2）平成20年5月調査では，「パソコンやインターネットなど（情報端末，ゲーム機器などの活用を含む）」となっている。

（注3）平成20年5月調査では，「学校（高等・専修・各種学校，大学，大学院など）の公開講座や教室」となっている。

（注4）平成20年5月調査では，「学校（高等・専修・各種学校，大学，大学院など）の正規課程」となっている。

(「生涯学習をしたことがある(小計)」とする者(1,117人)に)

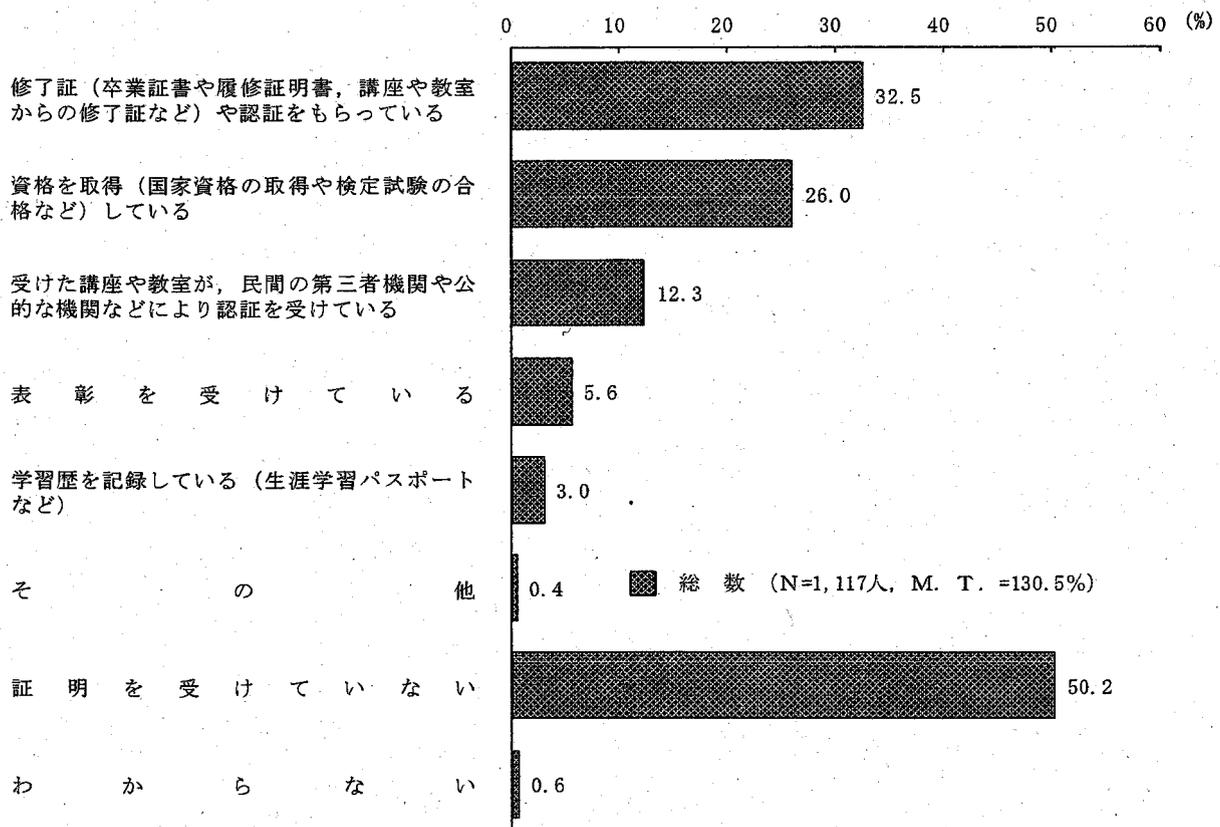
(7) 身につけた知識等が社会的評価を受けているか

(複数回答, 上位2項目)

平成24年7月

- ・ 修了証(卒業証書や履修証明書, 講座や教室からの修了証など)や認証をもらっている 32.5%
- ・ 資格を取得(国家資格の取得や検定試験の合格など)している 26.0%
- ・ 証明を受けていない 50.2%

〔この1年くらいの間に「生涯学習をしたことがある(小計)」とする者に, 複数回答〕



（「生涯学習をしたことがある（小計）」とする者（1,117人）に）

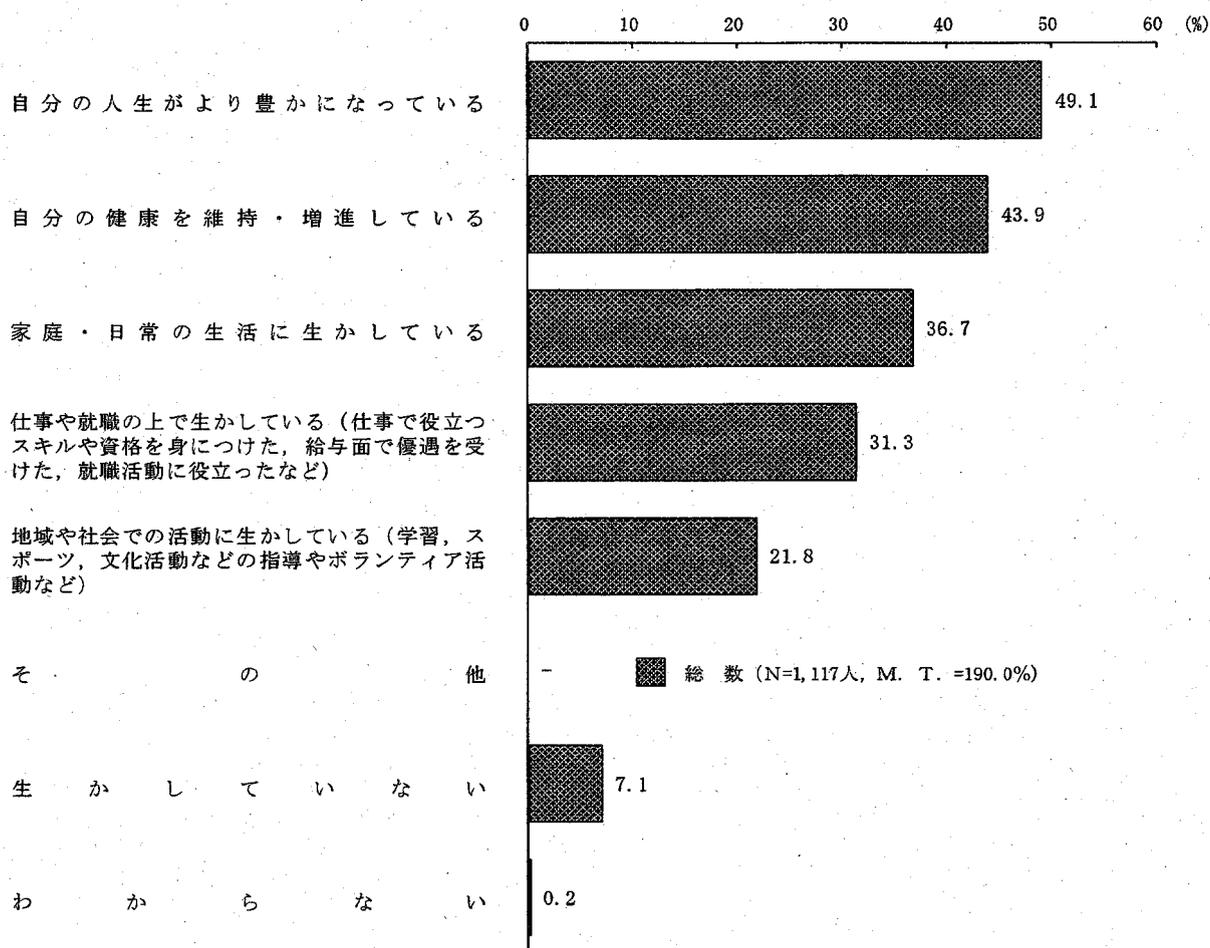
（8）身につけた知識等の活用状況

（複数回答，上位4項目）

平成24年7月

- ・自分の人生がより豊かになっている 49.1%
- ・自分の健康を維持・増進している 43.9%
- ・家庭・日常の生活に生かしている 36.7%
- ・仕事や就職の上で生かしている（仕事で役立つスキルや資格を身につけた，給与面で優遇を受けた，就職活動に役立ったなど） 31.3%

〔この1年くらいの間に「生涯学習をしたことがある（小計）」とする者に，複数回答〕

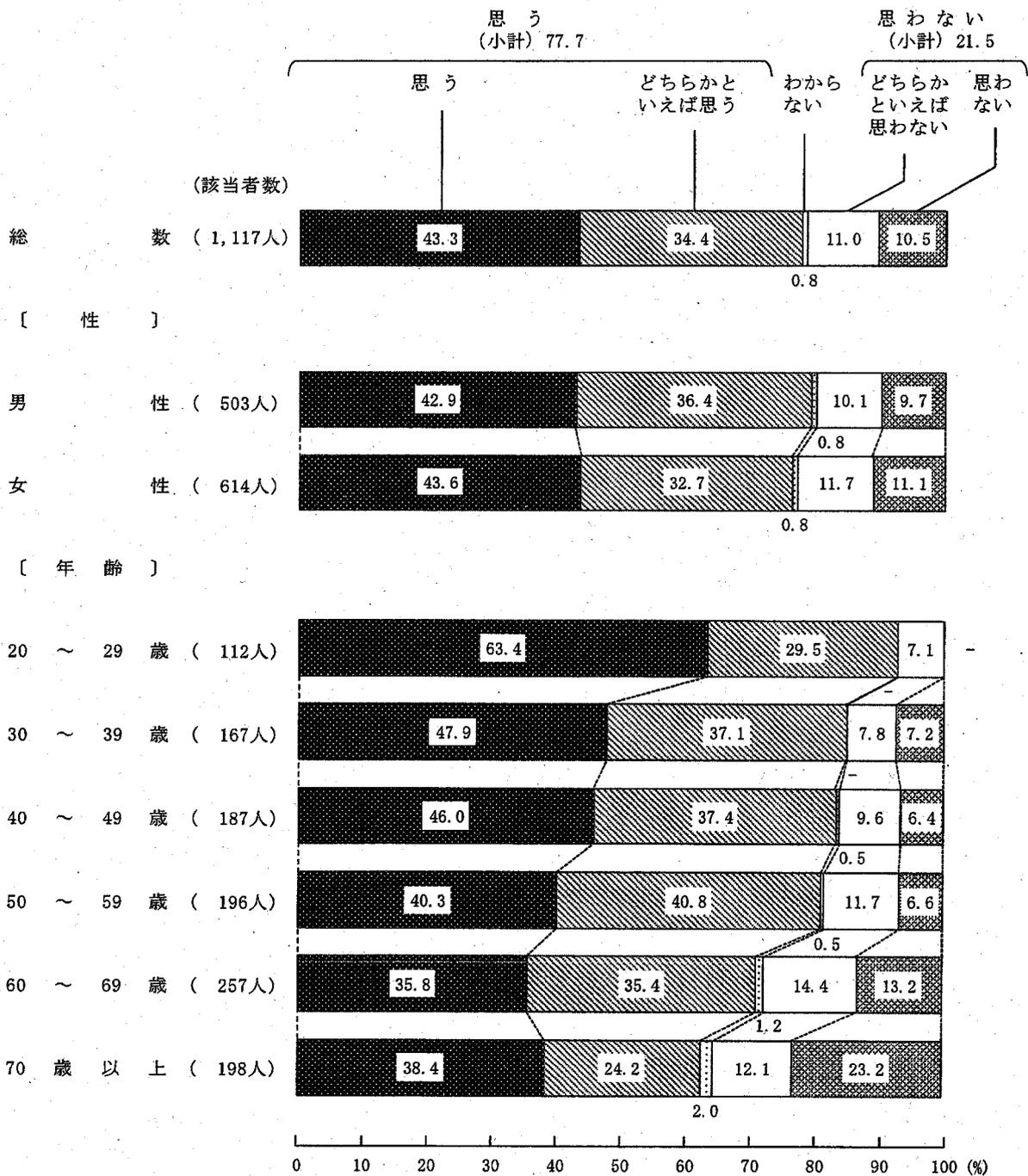


（「生涯学習をしたことがある（小計）」とする者（1,117人）に）
 （9）身につけた知識等の仕事や地域活動への活用の意向

平成24年7月

・思う（小計）	77.7%
・思う	43.3%
・どちらかといえば思う	34.4%
・思わない（小計）	21.5%
・どちらかといえば思わない	11.0%
・思わない	10.5%

（この1年くらいの間に「生涯学習をしたことがある（小計）」とする者に）



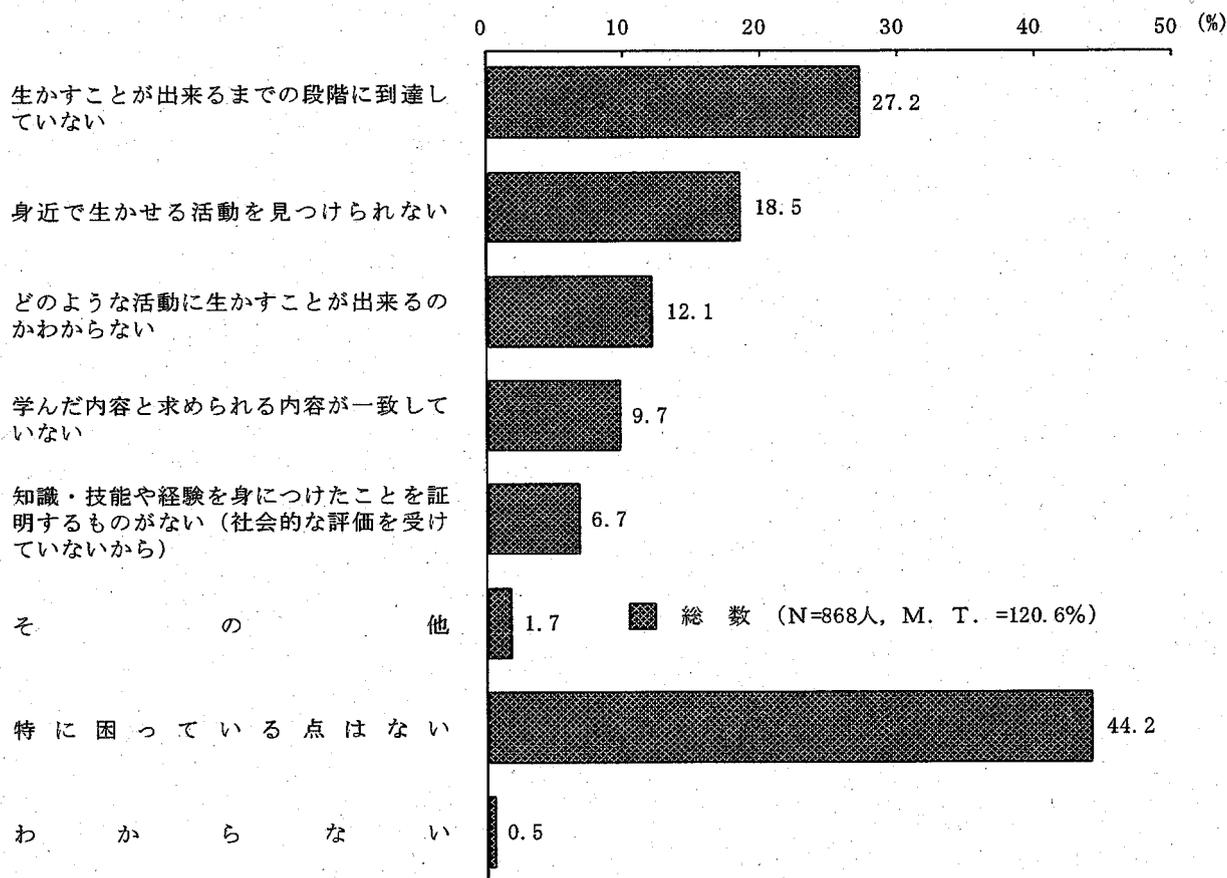
(「思う」、「どちらかといえば思う」と答えた者(868人)に)

(10) 身につけた知識等を仕事や地域活動に生かすにあたっての課題 (複数回答, 上位2項目)

平成24年7月

- ・生かすことが出来るまでの段階に到達していない 27.2%
- ・身近で生かせる活動を見つけられない 18.5%
- ・特に困っている点はない 44.2%

この1年くらいの間に「生涯学習をしたことがある(小計)」とする者で、生涯学習を通じて身につけた知識・技能や経験を、仕事や地域活動に生かしたいと「思う」、「どちらかといえば思う」と答えた者に、複数回答



(「生涯学習をしたことがない」と答えた者 (832人) に)

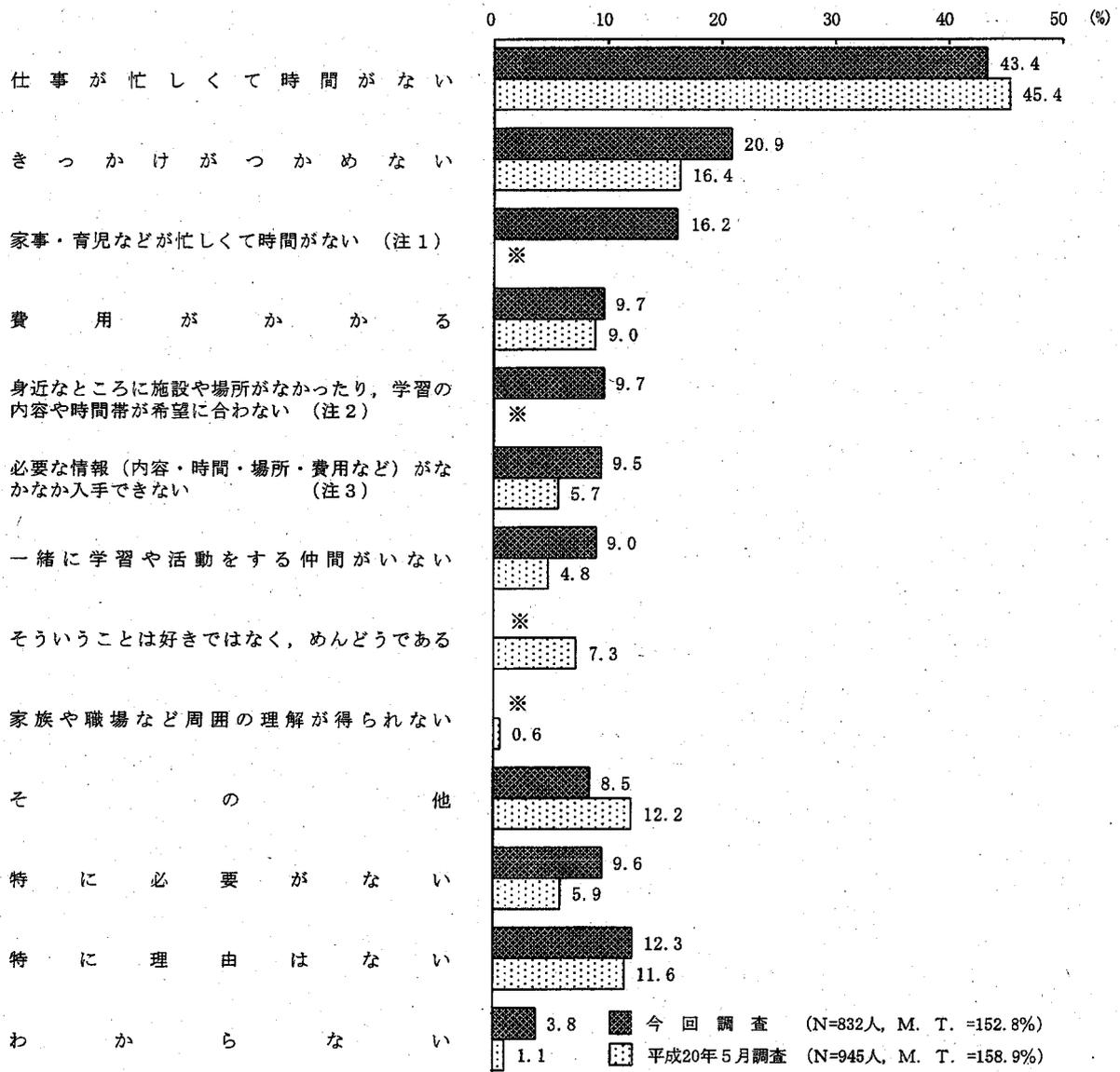
(11) 生涯学習をしていない理由

(複数回答, 上位2項目)

平成20年5月 平成24年7月

・仕事が忙しくて時間がない	45.4%	→	43.4%
・きっかけがつかめない	16.4%	→	20.9% (増)
・特に理由はない	11.6%	→	12.3%

〔この1年くらいの間に「生涯学習をしたことがない」と答えた者に、複数回答〕



(注1) 平成20年5月調査では、「家事が忙しくて時間がない」が18.9%、「子どもや親などの世話をしてくれる人がいない」が8.0%となっている。

(注2) 平成20年5月調査では、「身近なところに施設や場所がない」が6.3%、「講座や教室などが、自分の希望や実施時期・時間に合わない」が5.6%となっている。

(注3) 平成20年5月調査では、「必要な情報(内容・時間・場所・費用)がなかなか入手できない」となっている。

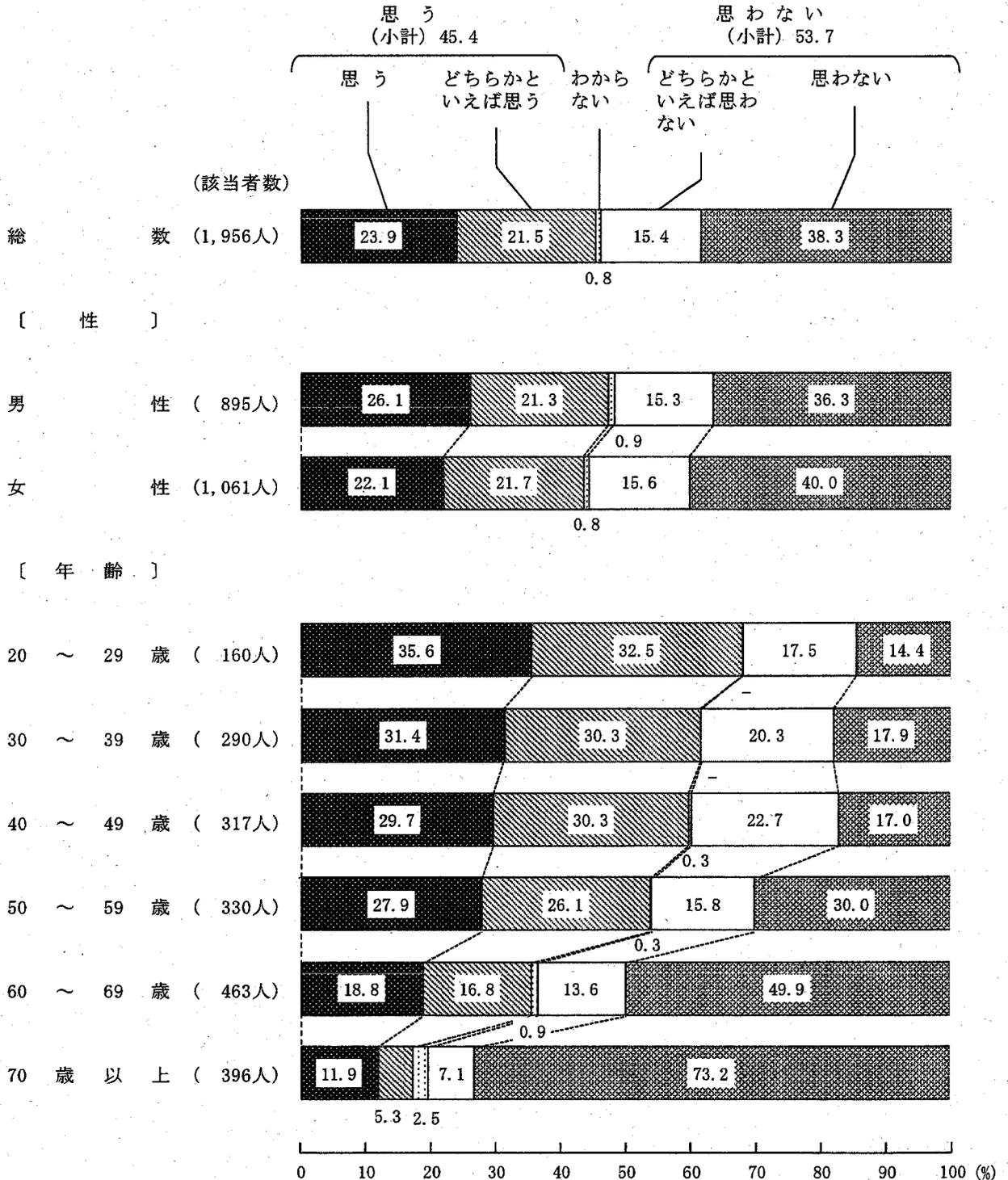
※調査をしていない項目

2 生涯学習の今後の意向

(1) ICTによる生涯学習の意向

平成 24 年 7 月

- ・思う (小計) 45.4%
- ・思う 23.9%
- ・どちらかといえば思う 21.5%
- ・思わない (小計) 53.7%
- ・どちらかといえば思わない 15.4%
- ・思わない 38.3%



(「思う」, 「どちらかといえば思う」と答えた者 (889 人) に)

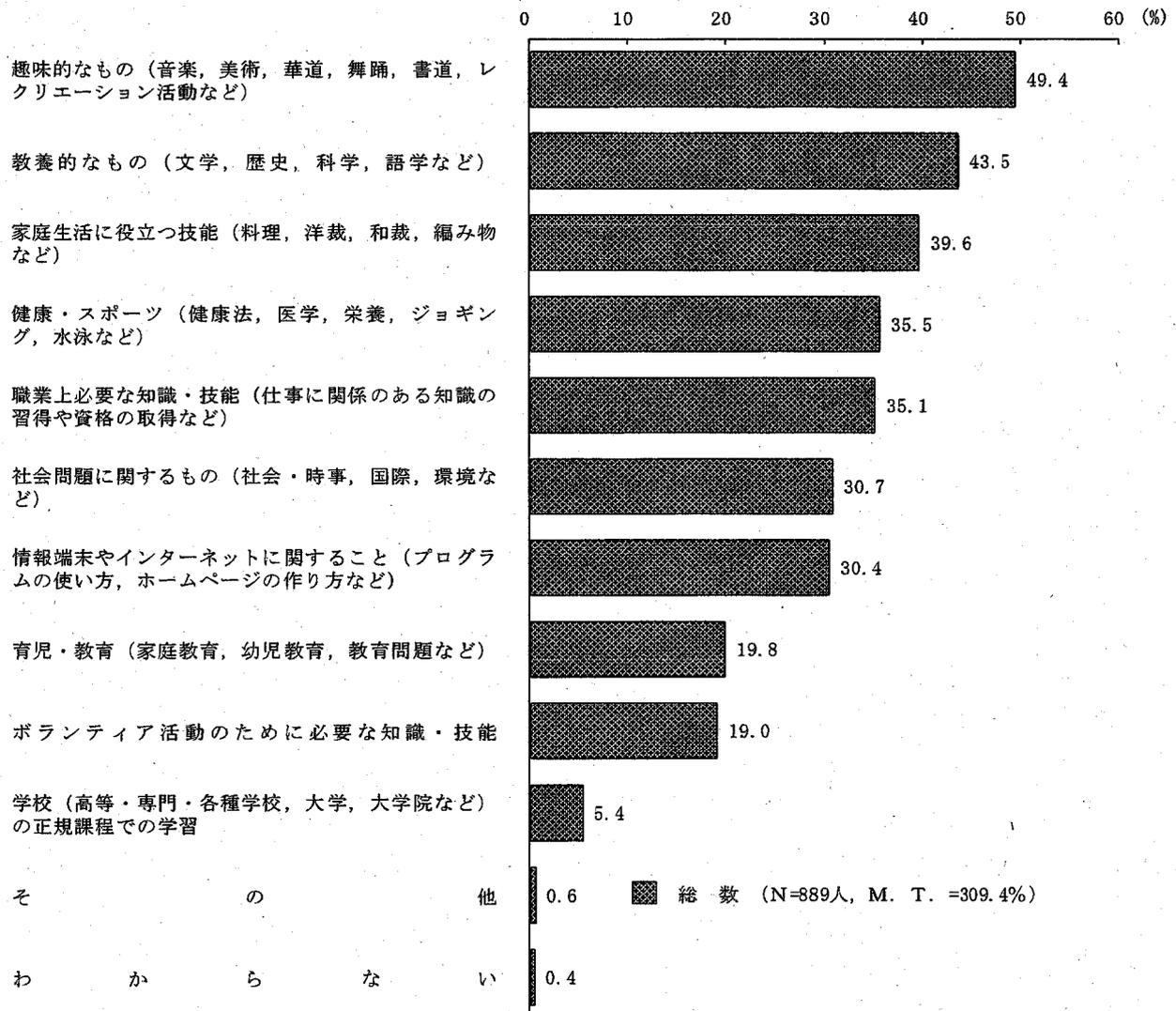
(2) ICTによって行いたい生涯学習の内容

(複数回答, 上位7項目)

平成 24 年 7 月

・趣味的なもの (音楽, 美術, 華道, 舞踊, 書道, レクリエーション活動など)	49.4%
・教養的なもの (文学, 歴史, 科学, 語学など)	43.5%
・家庭生活に役立つ技能 (料理, 洋裁, 和裁, 編み物など)	39.6%
・健康・スポーツ (健康法, 医学, 栄養, ジョギング, 水泳など)	35.5%
・職業上必要な知識・技能 (仕事に関係のある知識の習得や資格の取得など)	35.1%
・社会問題に関するもの (社会・時事, 国際, 環境など)	30.7%
・情報端末やインターネットに関すること (プログラムの使い方, ホームページの作り方など)	30.4%

〔情報端末やインターネットを使った生涯学習をしたいと「思う」, 「どちらかといえば思う」と答えた者に, 複数回答〕



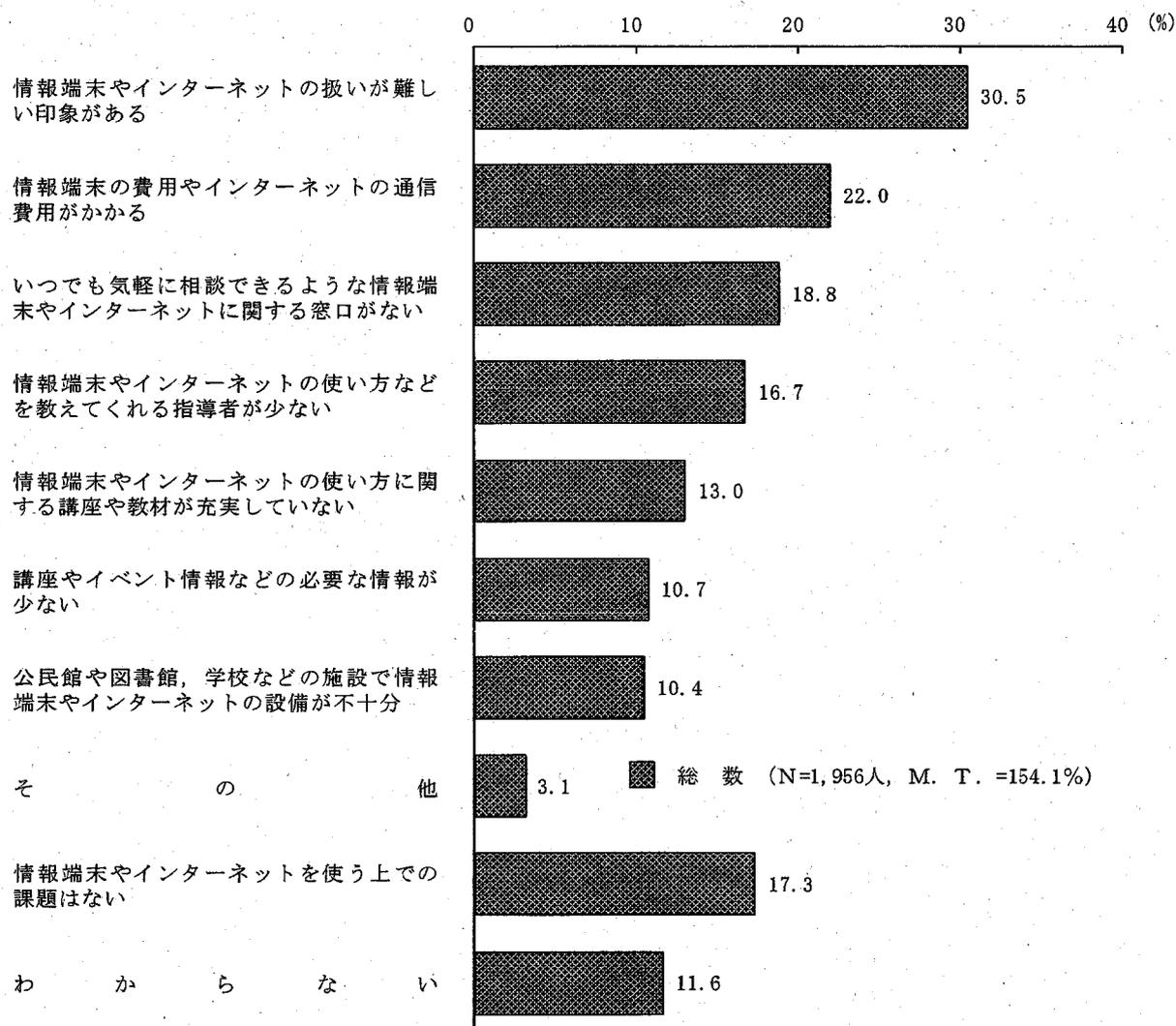
(3) ICTによる生涯学習を行うにあたっての課題

(複数回答, 上位4項目)

平成 24 年 7 月

- ・ 情報端末やインターネットの扱いが難しい印象がある 30.5%
- ・ 情報端末の費用やインターネットの通信費用がかかる 22.0%
- ・ いつでも気軽に相談できるような情報端末やインターネットに関する窓口がない 18.8%
- ・ 情報端末やインターネットの使い方などを教えてくれる指導者が少ない 16.7%
- ・ 情報端末やインターネットを使う上での課題はない 17.3%
- ・ わからない 11.6%

(複数回答)



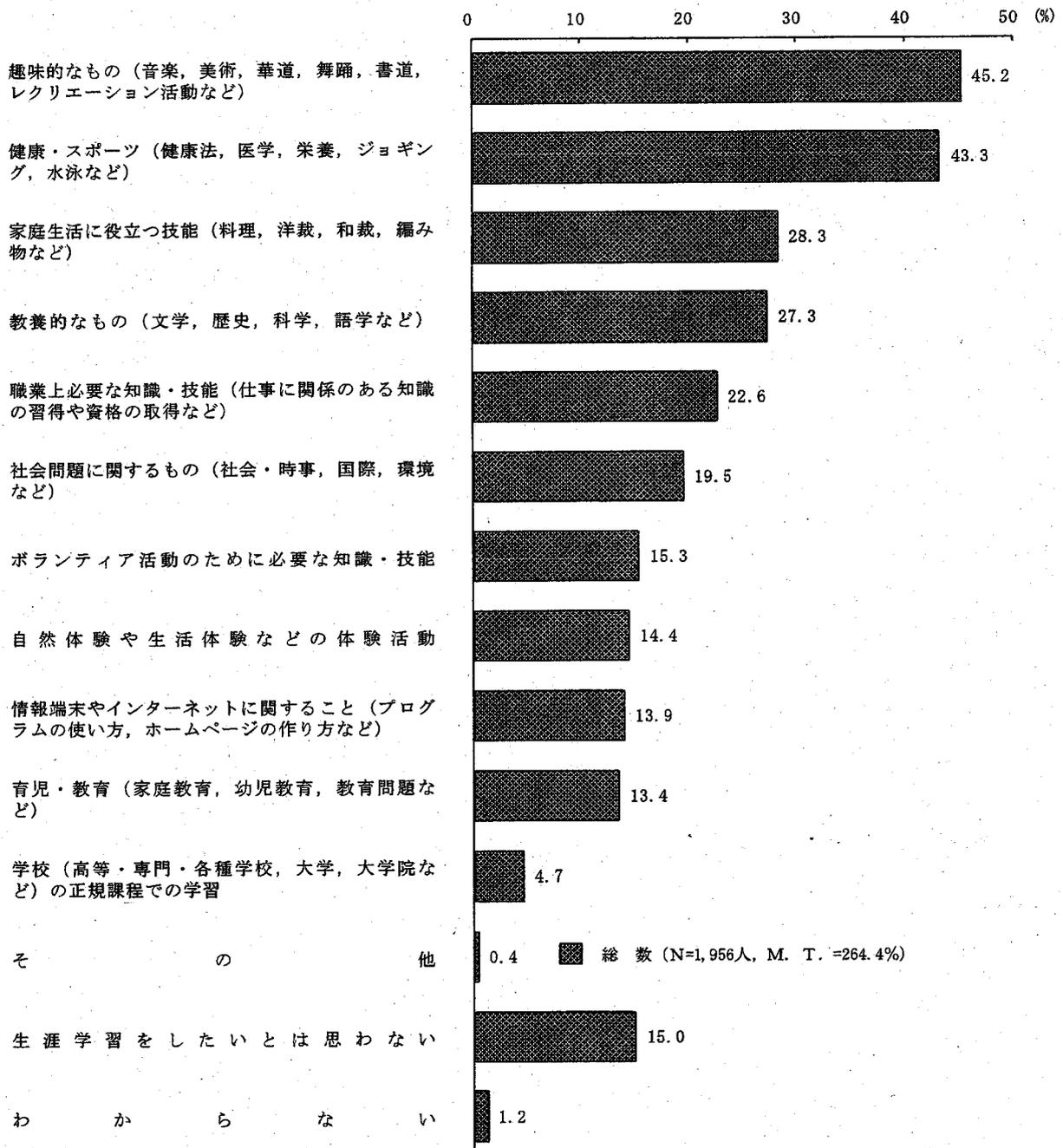
(4) 行いたい生涯学習の内容

(複数回答, 上位4項目)

平成 24 年 7 月

- ・生涯学習をしたいと思う (小計) 83.8%
- ・趣味的なもの (音楽, 美術, 華道, 舞踊, 書道, レクリエーション活動など) 45.2%
- ・健康・スポーツ (健康法, 医学, 栄養, ジョギング, 水泳など) 43.3%
- ・家庭生活に役立つ技能 (料理, 洋裁, 和裁, 編み物など) 28.3%
- ・教養的なもの (文学, 歴史, 科学, 語学など) 27.3%
- ・生涯学習をしたいとは思わない 15.0%

(複数回答)



（「生涯学習をしたいと思う（小計）」とする者（1,639人）に）

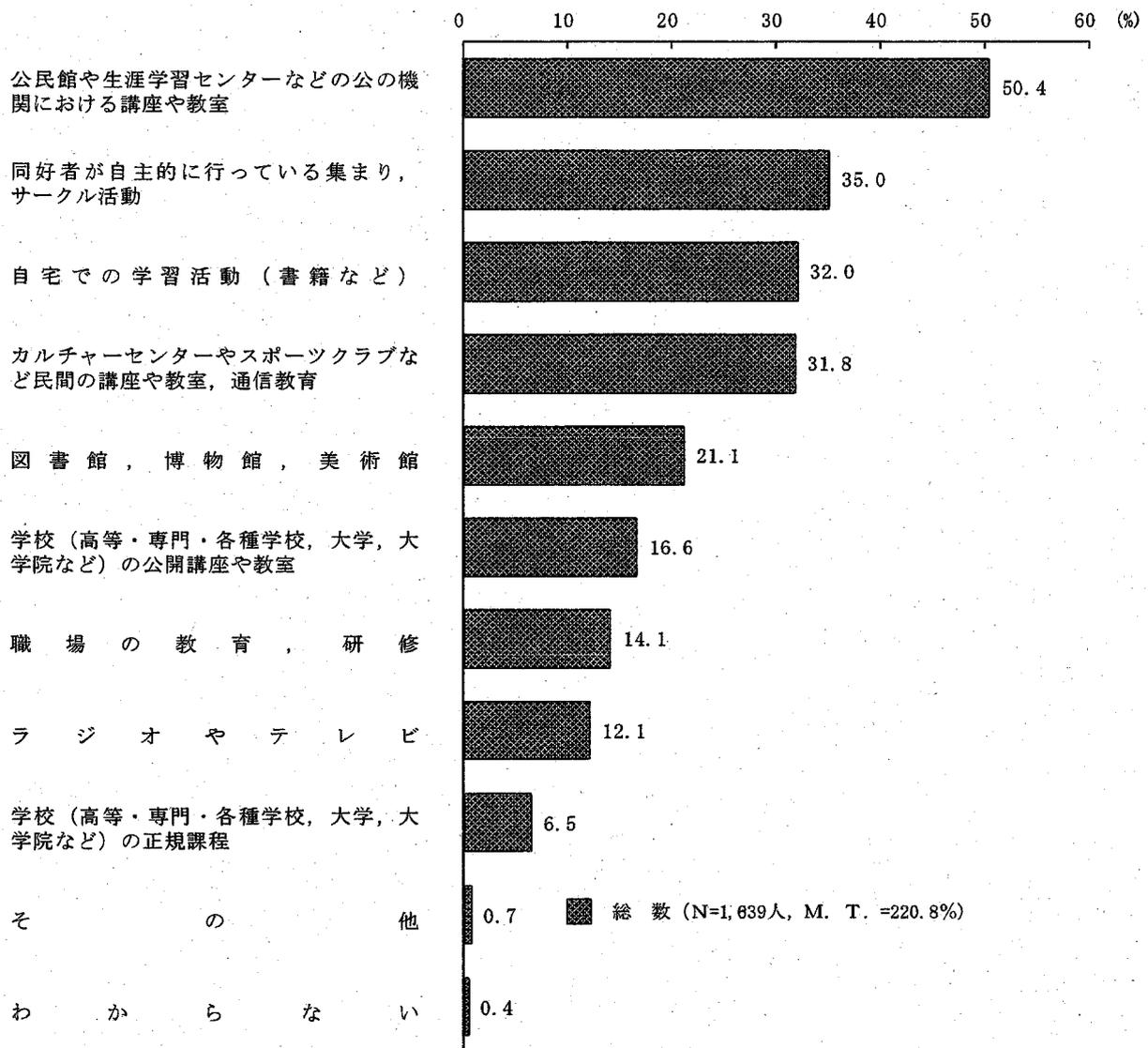
（5）行いたい生涯学習の形式

（複数回答，上位4項目）

平成24年7月

- ・公民館や生涯学習センターなどの公の機関における講座や教室 50.4%
- ・同好者が自主的に行っている集まり，サークル活動 35.0%
- ・自宅での学習活動（書籍など） 32.0%
- ・カルチャーセンターやスポーツクラブなど民間の講座や教室，通信教育 31.8%

（「生涯学習をしたいと思う（小計）」とする者に，複数回答）



(「生涯学習をしたいと思う(小計)」とした者(1,639人)に)

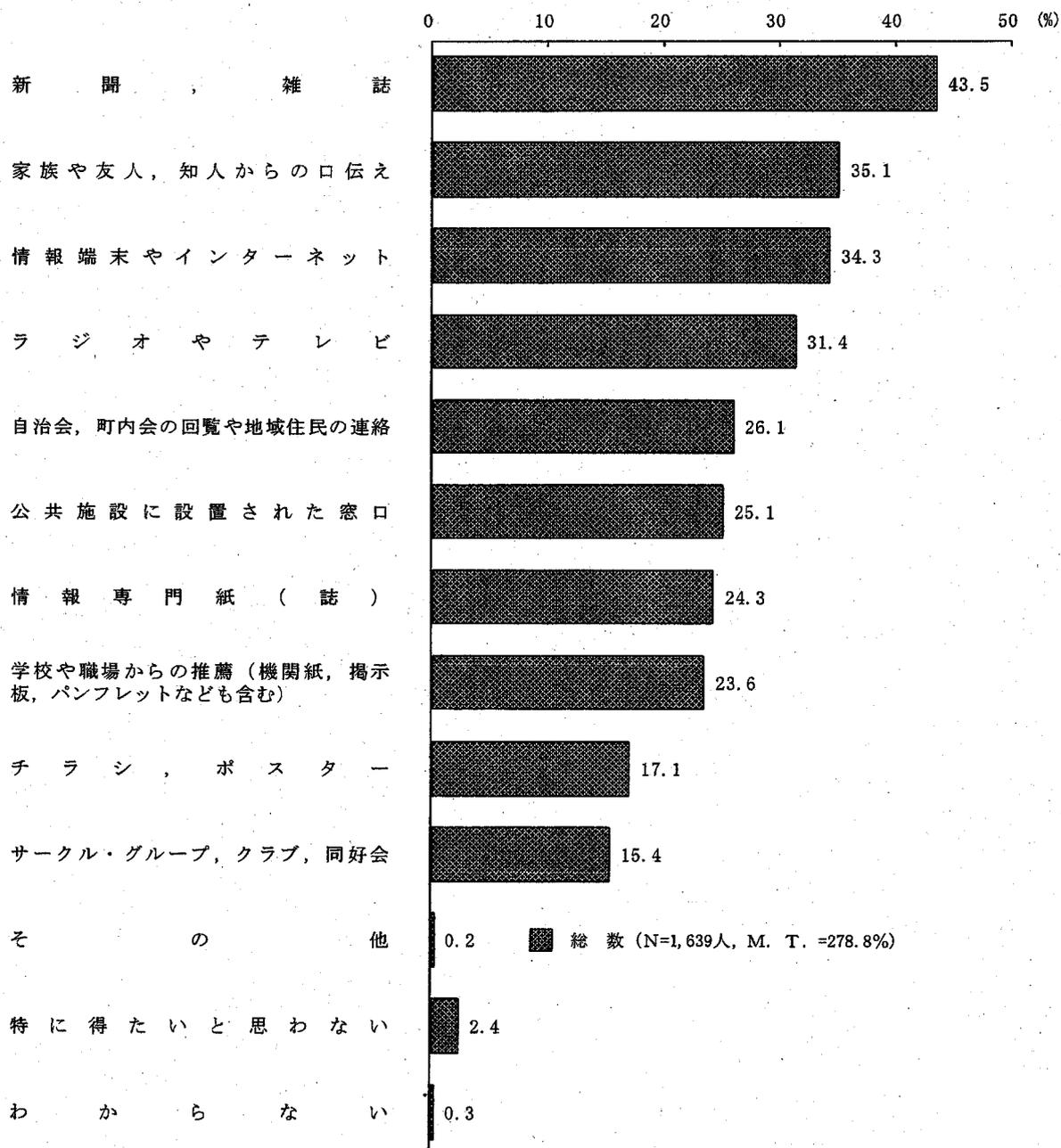
(6) 生涯学習の情報をどこから得たいと思うか

(複数回答, 上位4項目)

平成24年7月

- ・新聞, 雑誌 43.5%
- ・家族や友人, 知人からの口伝え 35.1%
- ・情報端末やインターネット 34.3%
- ・ラジオやテレビ 31.4%

(「生涯学習をしたいと思う(小計)」とする者に, 複数回答)



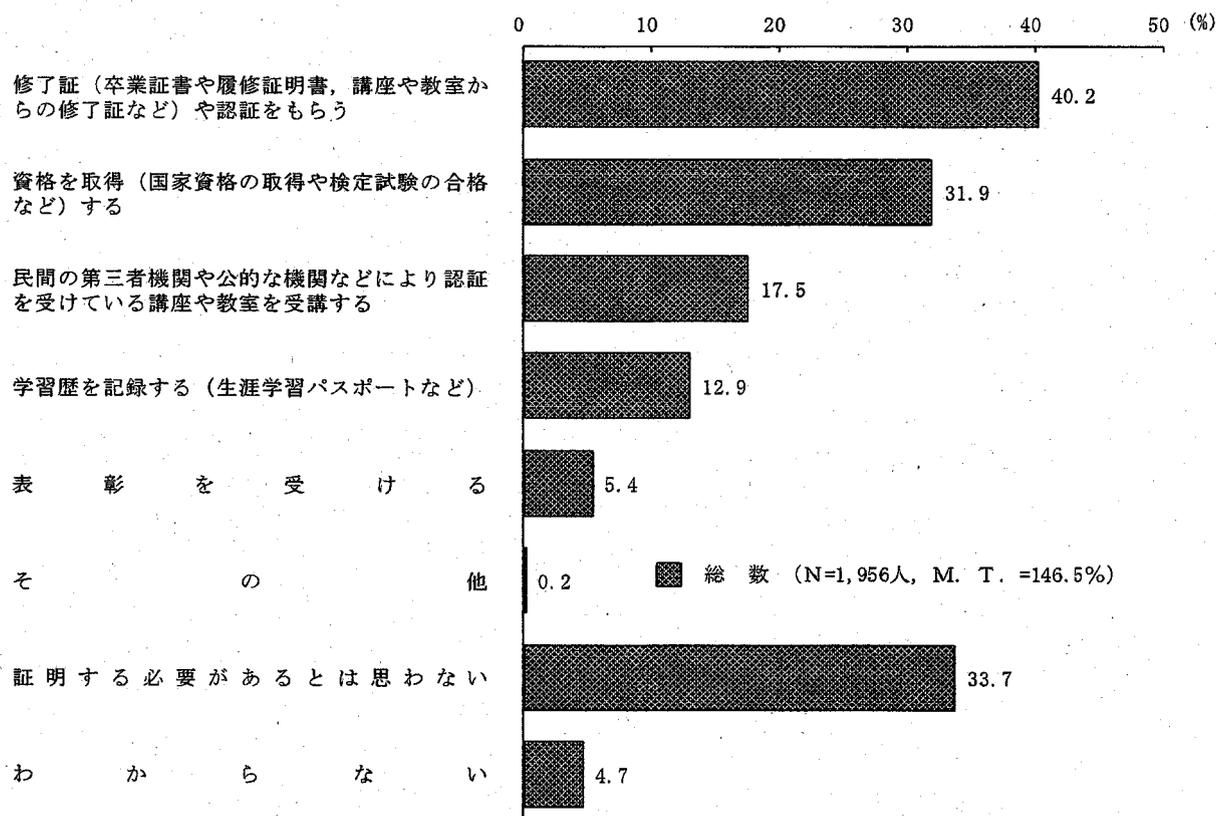
(7) 身につけた知識等についての社会的評価の方法

(複数回答, 上位4項目)

平成24年7月

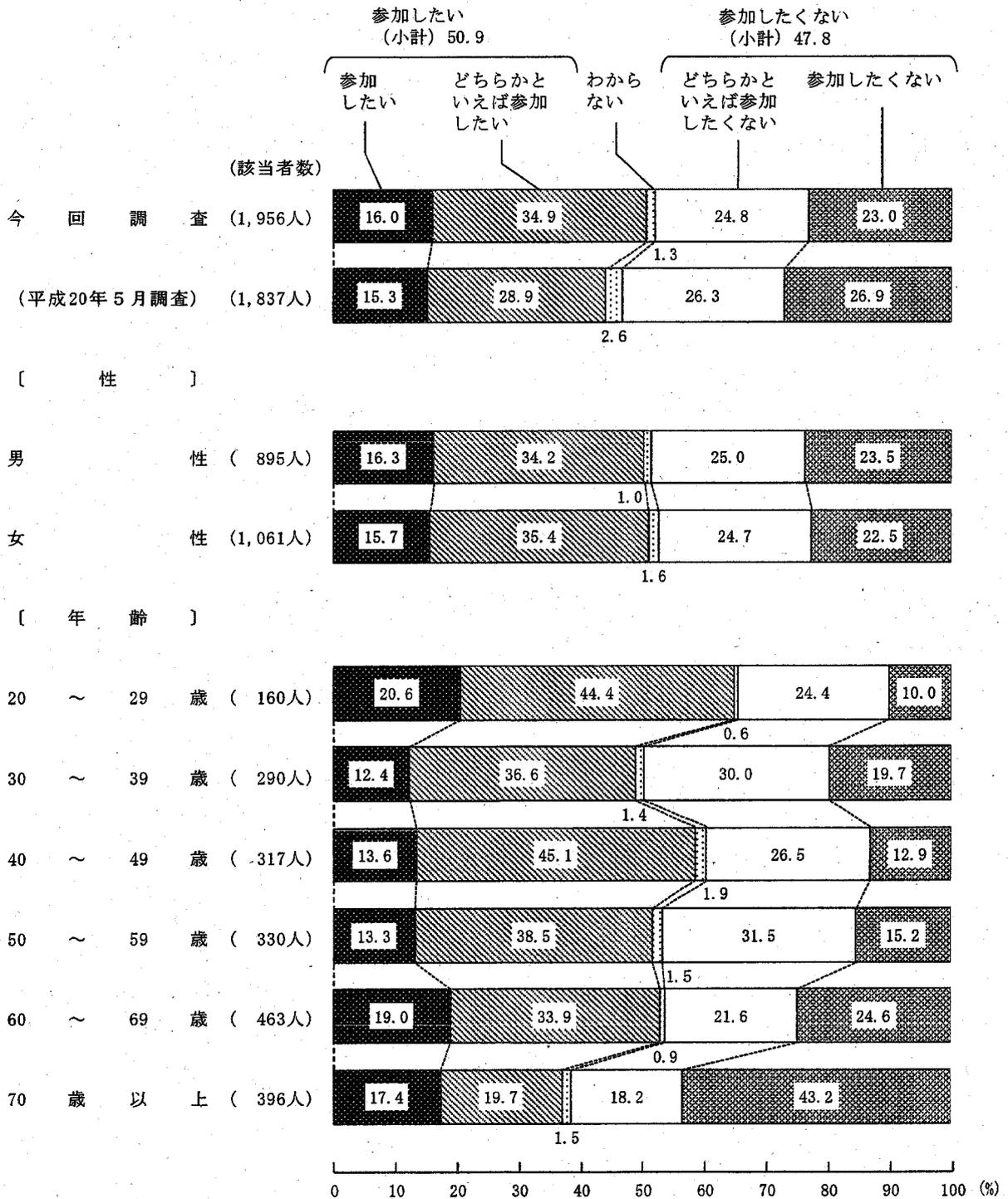
- ・修了証(卒業証書や履修証明書, 講座や教室からの修了証など)や認証をもらう 40.2%
- ・資格を取得(国家資格の取得や検定試験の合格など)する 31.9%
- ・民間の第三者機関や公的な機関などにより認証を受けている講座や教室を受講する 17.5%
- ・学習歴を記録する(生涯学習パスポートなど) 12.9%
- ・証明する必要があるとは思わない 33.7%

(複数回答)



(8) 「地域や社会における教育」の支援や指導への参加希望

	平成 20 年 5 月	平成 24 年 7 月
・参加したい (小計)	44.2%	→ 50.9% (増)
・参加したい	15.3%	→ 16.0%
・どちらかといえば参加したい	28.9%	→ 34.9% (増)
・参加したくない	53.2%	→ 47.8% (減)
・どちらかといえば参加したくない	26.3%	→ 24.8%
・参加したくない	26.9%	→ 23.0% (減)

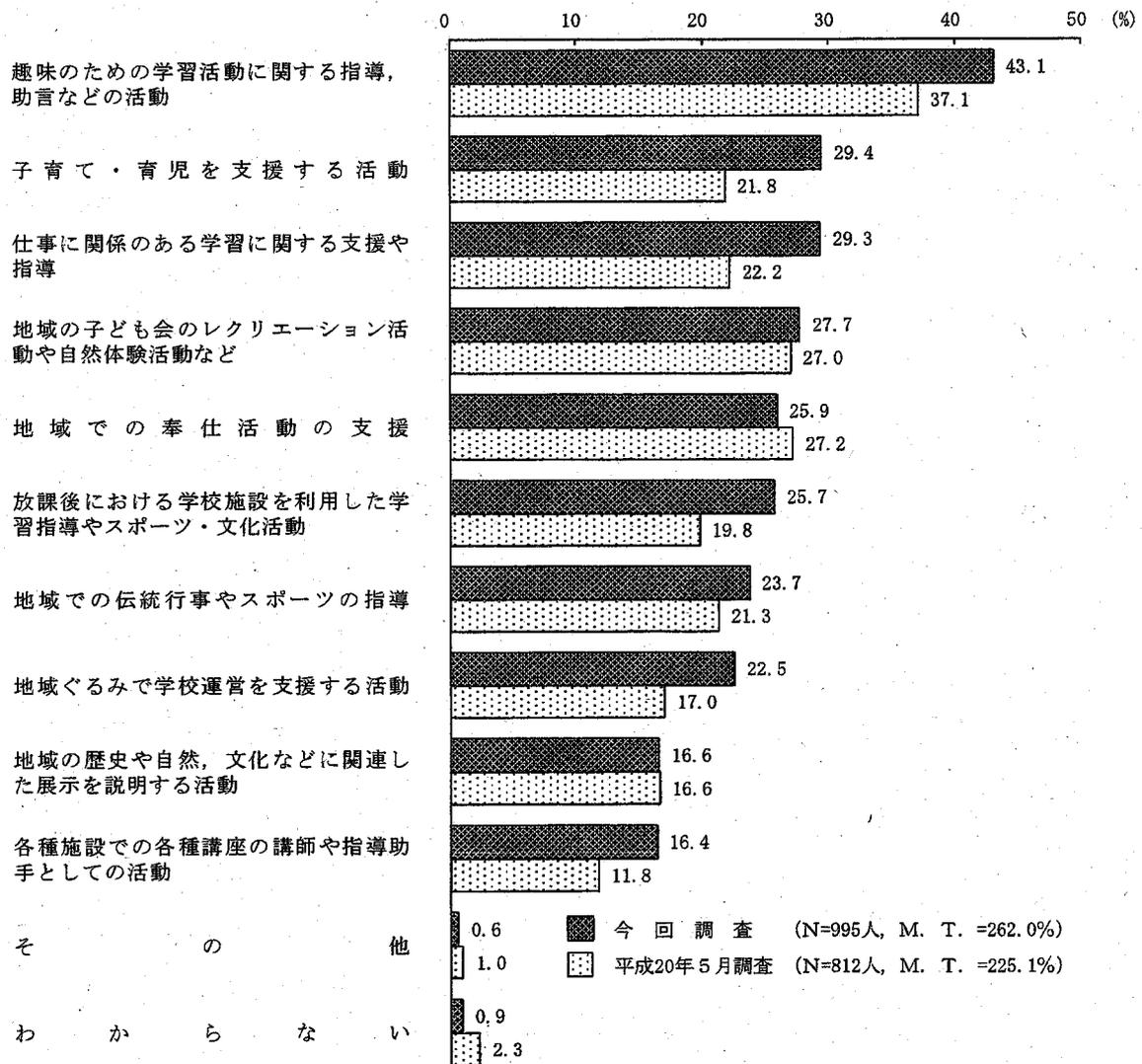


(「参加したい」、「どちらかといえば参加したい」と答えた者(995人)に)

(9) 参加したい「地域や社会における教育」の支援や指導 (複数回答, 上位8項目)

	平成20年5月	平成24年7月
・趣味のための学習活動に関する指導, 助言などの活動	37.1%	→ 43.1% (増)
・子育て・育児を支援する活動	21.8%	→ 29.4% (増)
・仕事に関係のある学習に関する支援や指導	22.2%	→ 29.3% (増)
・地域の子ども会のレクリエーション活動や事前体験活動など	27.0%	→ 27.7%
・趣味のための学習活動に関する指導, 助言などの活動	27.2%	→ 25.9%
・放課後における学校施設を利用した学習指導やスポーツ・文化活動	19.8%	→ 25.7% (増)
・地域での伝統行事やスポーツの指導	21.3%	→ 23.7%
・地域ぐるみで学校運営を支援する活動	17.0%	→ 22.5% (増)

〔「地域や社会における教育」の支援や指導に「参加したい」、「どちらかといえば参加したい」と答えた者に, 複数回答〕



3 生涯学習の振興方策

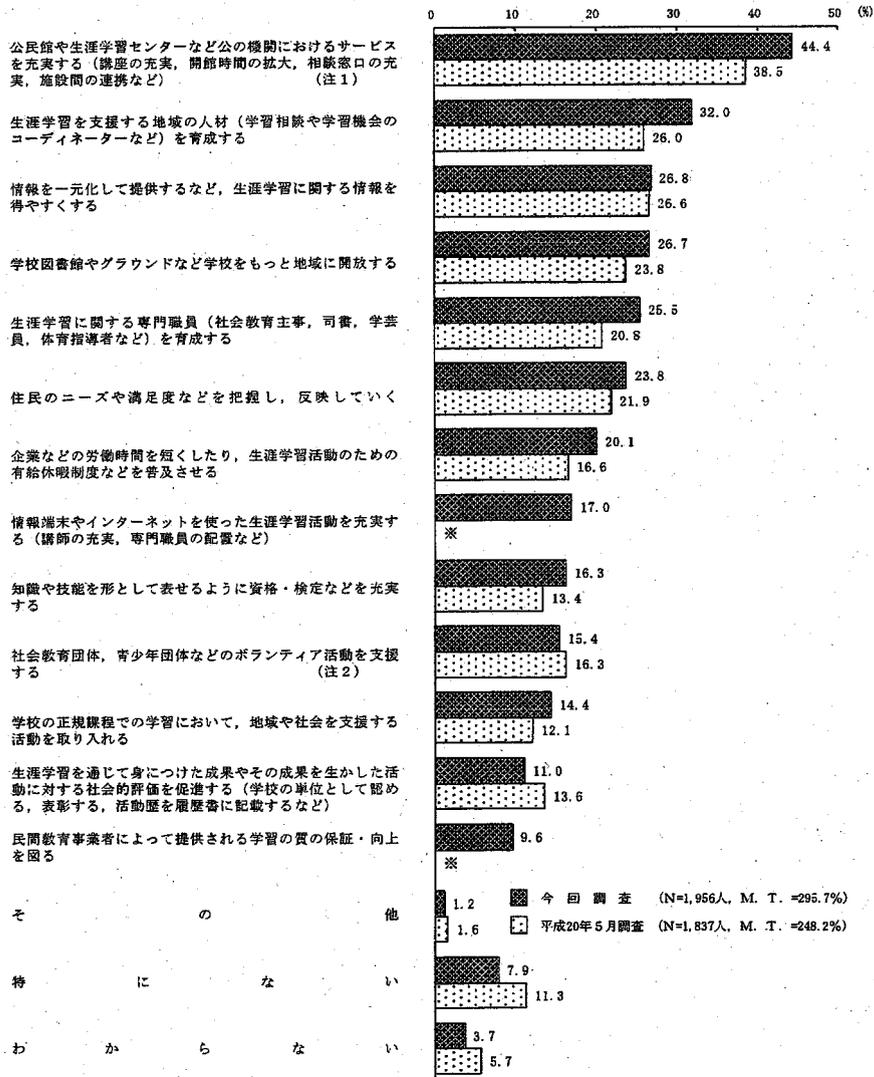
(1) 生涯学習の振興方策

(複数回答, 上位6項目)

平成20年5月 平成24年7月

・公民館や生涯学習センターなど公の機関におけるサービスを充実する(講座の充実, 開館時間の拡大, 相談窓口の充実, 施設間の連携など)	38.5%	→	44.4% (増)
・生涯学習を支援する地域の人材(学習相談や学習機会のコーディネーターなど)を育成する	26.0%	→	32.0% (増)
・情報を一元化して提供するなど, 生涯学習に関する情報を得やすくする	26.6%	→	26.8%
・学校図書館やグラウンドなど学校をもっと地域に開放する	23.8%	→	26.7% (増)
・生涯学習に関する専門職員(社会教育主事, 司書, 学芸員, 体育指導者など)を育成する	20.8%	→	25.5% (増)
・住民のニーズや満足度などを把握し, 反映していく	21.9%	→	23.8%

(複数回答)



(注1) 平成20年5月調査では、「生涯学習関連施設などにおけるサービスを充実する(講座の充実, 開館時間の拡大, 相談窓口の充実, 施設間の連携など)」となっている。

(注2) 平成20年5月調査では、「社会教育団体, 青少年団体などのボランティア活動を活発にさせたり, その活動を支援する」となっている。

*調査をしていない項目

4 平成26年度生涯学習・社会教育振興施策に関する基礎資料

次頁からの資料をごらんください。

◆資料4◆ 生涯学習振興計画等の策定状況

② 市町村(指定都市を除く)の策定状況

- :生涯学習に資する計画等を、教育全般に関する計画等とは別に策定している
 (教育全般に関する計画等を策定してなくても、生涯学習に資する計画等を策定している場合はこれに含む)
 ●:生涯学習に資する計画等を策定せずに、教育全般に関する計画等を策定し、その中で生涯学習について規定している
 ×:生涯学習に資する計画等を策定していない。教育全般に関する計画等を策定していても生涯学習に関する規定がない
 (教育全般に関する計画等を策定していない場合もこれに含む)

都道府県名	○:生涯学習に資する計画等を、教育全般に関する計画等とは別に策定している	●:生涯学習に資する計画等を策定せずに、教育全般に関する計画等を策定し、その中で生涯学習について規定している	×	計 (指定都市を除く)
1 北海道	101 美幌市 芦別市 赤平市 江別市 千歳市 恵庭市 小樽市 室蘭市 苫小牧市 登別市 函館市 旭川市 士別市 名寄市 富良野市 稚内市 北見市 網走市 紋別市 釧路市 根室市 奈井江町 長沼町 栗山町 浦臼町 当別町 新篠津村 島牧村 黒松内町 二セコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 倶知安町 共和町 岩内町 神恵内村 積丹町 仁木町 豊浦町 壮瞥町 白老町 洞爺湖町 安平町 むかわ町 新冠町 浦河町 えりも町 新ひだか町 松前町 福島町 知内町 七飯町 森町 厚沢部町 乙部町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 美瑛町 中富良野町 南富良野町 占冠村 和寒町 下川町 音威子府村 幌加内町 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 中頓別町 豊富町 利尻町 利尻富士町 幌延町 美幌町 斜里町 置戸町 佐呂間町 滝上町 雄武町 音更町 鹿追町 新得町 大樹町 広尾町 幕別町 本別町 足寄町 陸別町 浦幌町 厚岸町 白糠町 別海町 中標津町 羅臼町	66 夕張市 三笠市 滝川市 砂川市 深川市 北広島市 石狩市 伊達市 北斗市 留萌市 帯広市 南幌町 上砂川町 新十津川町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町 寿都町 蘭越町 泊村 古平町 余市町 厚真町 日高町 平取町 様似町 木古内町 鹿部町 八雲町 長万部町 江差町 上ノ国町 今金町 せたな町 鷹栖町 東神楽町 東川町 上富良野町 剣淵町 美深町 中川町 天塩町 猿払村 浜頓別町 津別町 清里町 小清水町 訓子府町 遠軽町 湧別町 興部町 西興部村 大空町 士幌町 清水町 芽室町 中札内村 更別村 池田町 釧路町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 標津町	11	178
2 青森県	17 平内町 蓬田村 鯉ヶ沢町 深浦町 板柳町 黒石市 平川市 藤崎町 大鰐町 十和田市 七戸町 横浜町 六ヶ所村 おいらせ町 五戸町 田子町 階上町	19 青森市 今別町 外ヶ浜町 五所川原市 鶴田町 中泊町 弘前市 西目屋村 田舎館村 三沢市 野辺地町 六戸町 東北町 むつ市 大間町 佐井村 八戸市 三戸町 新郷村	4	40
3 岩手県	20 盛岡市 八幡平市 滝沢市 葛巻町 岩手町 矢巾町 花巻市 奥州市 陸前高田市 住田町 釜石市 宮古市 岩泉町 田野畑村 久慈市 菅代村 洋野町 二戸市 軽米町 一戸町	8 遠野市 北上市 西和賀町 一関市 金ヶ崎町 大船渡市 大槌町 九戸村	5	33

都道府県名		○ 生涯学習に資する計画等を、教育全般に関する計画等とは別に策定している			● 生涯学習に資する計画等を策定せず、教育全般に関する計画等を策定し、その中で生涯学習について規定している			×	計 (指定都市を除く)		
4	宮城県	20	蔵王町 塩竈市 七ヶ浜町 大衡村 色麻町 栗原市 女川町	柴田町 名取市 大和町 大崎市 涌谷町 登米市 南三陸町	丸森町 多賀城市 大郷町 加美町 美里町 石巻市	12	白石市 村田町 山元町 富谷町	七ヶ宿町 川崎町 松島町 東松島市	大河原町 亘理町 利府町 気仙沼市	2	34
5	秋田県	21	秋田市 大館市 鷹角市 大仙市 仙北市 三種町 美郷町	能代市 男鹿市 由利本荘市 北秋田市 上小阿仁村 八峰町 羽後町	横手市 湯沢市 潟上市 にかほ市 藤里町 八郎潟町 東成瀬村	1	大潟村			3	25
6	山形県	16	上山市 村山市 鮭川村 川西町 酒田市 遊佐町	天童市 東根市 米沢市 小国町 庄内町	西川町 真室川町 高島町 白鷹町 三川町	15	山形市 河北町 新庄市 舟形町 南陽市	山辺町 朝日町 金山町 大蔵村 長井市	寒河江市 大江町 最上町 戸沢村 鶴岡市	4	35
7	福島県	36	福島市 本宮市 大玉村 鏡石町 白河市 塙町 喜多方市 磐梯町 湯川村 金山町 広野町 浪江町	二本松市 桑折町 郡山市 天栄村 西郷村 中島村 北塩原村 猪苗代町 柳津町 只見町 檜葉町 葛尾村	伊達市 川俣町 須賀川市 浅川町 泉崎村 棚倉町 西会津町 会津坂下町 三島町 相馬市 川内村 いわき市	23	平田村 鮫川村 玉川村 三春町 南会津町 大熊町 矢祭町 会津若松市	小野町 檜枝岐村 石川町 会津美里町 双葉町 新地町 国見町 古殿町	矢吹町 南相馬市 田村市 昭和村 富岡町 飯館村 下郷町	0	59
8	茨城県	17	水戸市 鹿嶋市 鉾田市 つくば市 結城市 八千代町	大洗町 潮来市 土浦市 美浦村 筑西市 境町	北茨城市 神栖市 石岡市 阿見町 常総市	17	笠間市 東海村 高萩市 牛久市 つくばみらい市 下妻市	那珂市 大子町 行方市 稲敷市 河内町 坂東市	茨城町 常陸太田市 取手市 かすみがうら市 古河市	10	44
9	栃木県	18	上三川町 真岡市 野木町 矢板市 塩谷町 那須町	鹿沼市 市貝町 小山市 さくら市 那珂川町 那須塩原市	日光市 壬生町 下野市 那須烏山市 大田原市 佐野市	5	宇都宮市 栃木市	茂木町 足利市	芳賀町	2	25
10	群馬県	15	高崎市 渋川市 安中市 中之条町 昭和村	桐生市 藤岡市 みどり市 嬭恋村 千代田町	沼田市 富岡市 南牧村 草津町 大泉町	8	前橋市 上野村 片品村	榑東村 下仁田町 明和町	吉岡町 東吾妻町	12	35

都道府県名		○：生涯学習に資する計画等を、教育全般に関する計画等とは別に策定している			●：生涯学習に資する計画等を策定せずに、教育全般に関する計画等を策定し、その中で生涯学習について規定している			×	計 (指定都市を除く)		
11	埼玉県	30	川越市 加須市 狭山市 草加市 入間市 新座市 北本市 伊奈町 川島町 小鹿野町	秩父市 本庄市 羽生市 藤市 朝霞市 桶川市 富士見市 嵐山町 ときがわ町 神川町	所沢市 春日部市 上尾市 戸田市 志木市 久喜市 ふじみ野市 小川町 長瀬町 松伏町	27	川口市 東松山市 和光市 鶴ヶ島市 三芳町 滑川町 皆野町 宮代町 鴻巣市	行田市 深谷市 蓮田市 日高市 毛呂山町 吉見町 東秩父村 杉戸町 吉川市	飯能市 越谷市 幸手市 白岡市 越生町 横瀬町 美里町 熊谷市 三郷市	5	62
12	千葉県	27	銚子市 木更津市 成田市 市原市 我孫子市 富津市 八街市 香取市 九十九里町	市川市 野田市 旭市 流山市 鎌ヶ谷市 浦安市 印西市 山武市 睦沢町	船橋市 茂原市 柏市 八千代市 君津市 四街道市 白井市 酒々井町 長柄町	16	館山市 習志野市 富里市 多古町 芝山町 鋸南町	佐倉市 鴨川市 南房総市 東庄町 一宮町	東金市 袖ヶ浦市 匝瑳市 大網白里市 長生村	10	53
13	東京都	31	千代田区 台東区 豊島区 八王子市 三鷹市 昭島市 小金井市 国分寺市 武蔵村山市 羽村市 瑞穂町	港区 墨田区 荒川区 立川区 青梅市 調布市 日野市 福生市 多摩市 あきる野市	文京区 目黒区 練馬区 武蔵野市 府中市 町田市 東村山市 東大和市 稲城市 西東京市	21	中央区 世田谷区 北区 葛飾区 清瀬市 奥多摩町 御蔵島村	新宿区 中野区 板橋区 小平市 東久留米市 利島村 八丈町	大田区 杉並区 足立区 狛江市 檜原村 神津島村 小笠原村	10	62
14	神奈川県	22	平塚市 茅ヶ崎市 厚木市 海老名市 葉山町 二宮町 松田町 愛川町	鎌倉市 逗子市 大和市 座間市 寒川町 中井町 山北町	藤沢市 秦野市 伊勢原市 南足柄市 大磯町 大井町 開成町	2	横須賀市 綾瀬市		6	30	
15	新潟県	24	長岡市 小千谷市 見附市 糸魚川市 阿賀野市 聖籠町 出雲崎町 刈羽村	三条市 加茂市 村上市 妙高市 佐渡市 田上町 湯沢町 関川村	柏崎市 十日町市 燕市 五泉市 魚沼市 阿賀町 津南町 粟島浦村	5	新発田市 胎内市	上越市 弥彦村	南魚沼市	0	29
16	富山県	4	高岡市 入善町	氷見市	滑川市	11	富山市 黒部市 南砺市 立山町	射水市 砺波市 舟橋村 朝日町	魚津市 小矢部市 上市町	0	15
17	石川県	5	金沢市 津幡町	小松市 内灘町	羽咋市	8	珠洲市 白山市 穴水町	加賀市 野々市市 能登町	かほく市 川北町	6	19
18	福井県	2	美浜町	おおい町		12	福井市 大野市 あわら市 池田町	敦賀市 勝山市 越前市 南越前町	小浜市 鯖江市 坂井市 若狭町	3	17

都道府県名		○：生涯学習に資する計画等を、教育全般に関する計画等とは別に策定している			●：生涯学習に資する計画等を策定せずに、教育全般に関する計画等を策定し、その中で生涯学習について規定している			×	計 (指定都市を除く)		
19	山梨県	9	甲府市 南アルプス市 上野原市	都留市 北杜市 昭和町	大月市 甲斐市 富士川町	12	蓮峰市 中央市 道志村 鳴沢村	笛吹市 市川三郷町 西桂町 富士河口湖町	甲州市 身延町 山中湖村 丹波山村	6	27
20	長野県	47	長野市 岡谷市 須坂市 駒ヶ根市 飯山市 千曲市 南相木村 富士見町 箕輪町 宮田村 平谷村 大桑村 山形村 松川村 高山村 信濃町	松本市 飯田市 小諸市 中野市 塩尻市 安曇野市 御代田町 原村 飯島町 阿南町 喬木村 麻績村 朝日村 坂城町 木島平村 小川町	上田市 諏訪市 伊那市 大町市 佐久市 佐久穂町 青木村 辰野町 中川村 阿智村 南木曾町 生坂村 筑北村 小布施町 野沢温泉村	16	茅野市 川上村 松川町 木祖村 白馬村 栄村	東御市 軽井沢町 高森町 王滝村 小谷村	小海町 下諏訪町 豊丘村 池田町 山ノ内町	14	77
21	岐阜県	11	岐阜市 安八町 美濃市	羽島市 大野町 美濃加茂市 恵那市	神戸町 関市 坂祝町 高山市	25	各務原市 本巣市 北方町 垂井町 池田町 富加町 八百津町 土岐市 飛騨市	山県市 岐南町 大垣市 関ヶ原町 郡上市 川辺町 白川町 瑞浪市	瑞穂市 笠松町 海津市 揖斐川町 可児市 七宗町 御嵩町 中津川市	6	42
22	静岡県	17	沼津市 富士宮市 下田市 東伊豆町 島田市 湖西市	熱海市 磐田市 伊豆市 長泉町 焼津市 川根本町	三島市 富士市 伊豆の国市 小山町 袋井市	8	裾野市 松崎 藤枝	御前崎 西伊豆 森	伊東 函南	8	33
23	愛知県	44	豊橋市 半田市 津島市 安城市 犬山市 小牧市 東海市 知立市 豊明市 愛西市 豊山町 蟹江町 東浦町 武豊町 東栄町	岡崎市 春日井市 碧南市 西尾市 常滑市 稲沢市 大府市 高浜市 日進市 みよし市 大口町 飛島村 南知多町 幸田町 豊根村	一宮市 豊川市 刈谷市 蒲郡市 江南市 新城市 知多市 岩倉市 田原市 長久手市 扶桑町 阿久比町 美浜町 設楽町	6	瀬戸市 北名古屋	豊田市 あま市	尾張旭市 大治町	3	53
24	三重県	8	津市 熊野市 木曾岬町	桑名市 いなべ市 明和町	亀山市 伊賀市	12	伊勢市 尾鷲市 朝日町 紀宝町	松阪市 鳥羽市 川越町 紀北町	志摩市 度会町 大台町 大紀町	9	29

都道府県名		○ 生涯学習に資する計画等を、教育全般に関する計画等とは別に策定している			● 生涯学習に資する計画等を策定せずに、教育全般に関する計画等を策定し、その中で生涯学習について規定している			×	計 (指定都市を除く)		
25	滋賀県	6	大津市 守山市	長浜市 野洲市	近江八幡市 愛荘町	12	彦根市 甲賀市 東近江市 豊郷町	草津市 湖南市 米原市 甲良町	栗東市 高島市 竜王町 多賀町	1	19
26	京都府	15	向日市 京田辺市 南山城村 宇治田原町 宮津市	城陽市 木津川市 笠置町 亀岡市 京丹後市	八幡市 久御山町 和束町 綾部市 与謝野町	3	長岡京市	大山崎町 宇治市		7	25
27	大阪府	23	箕面市 島本町 寝屋川市 東大阪市 河内長野市 和泉市 貝塚市 熊取町	吹田市 守口市 大東市 八尾市 高石市 泉佐野市 田尻町 泉南市	摂津市 門真市 四条畷市 柏原市 藤井寺市 岸和田市 阪南市	6	豊中市 豊能町	池田市 富田林市	能勢町 交野市	12	41
28	兵庫県	14	尼崎市 宝塚市 播磨町 加東市 養父市	西宮市 猪名川町 小野市 多可町 篠山市	芦屋市 明石市 加西市 宍粟市	18	伊丹市 高砂市 姫路市 赤穂市 朝来市 洲本市	三田市 福美町 市川町 太子町 香美町 淡路市	加古川市 西脇市 相生市 豊岡市 新温泉町 三木市	8	40
29	奈良県	17	奈良市 橿原市 宇陀市 川西町 広陵町 下北山村	大和高田市 生駒市 山添村 明日香村 下市町 東吉野村	天理市 香芝市 斑鳩町 王寺町 天川村	16	桜井市 平群町 田原本町 高取町 吉野町 川上村	五條市 三郷町 曾爾村 上牧町 野迫川村	葛城市 安堵町 御杖村 河合町 十津川村	6	39
30	和歌山県	13	和歌山市 田辺市 紀美野町 白浜町 串本町	海南市 紀の川市 日高町 上富田町	御坊市 岩出市 みなべ町 古座川町	5	新宮市 すさみ町	九度山町 太地町	印南町	12	30
31	鳥取県	3	鳥取市	倉吉市	日野町	11	米子市 智頭町 琴浦町 大山町	岩美町 湯梨浜町 南部町 日南町	八頭町 北栄町 伯耆町	5	19
32	島根県	6	飯南町 海士町	川本町 知夫村	邑南町 隠岐の島町	7	松江市 江津市 西ノ島町	雲南市 益田市	浜田市 津和野町	6	19
33	岡山県	9	倉敷市 総社市 早島町	玉野市 津山市 矢掛町	井原市 新見市 真庭市	7	高梁市 和気町 美咲町	久米南町 勝央町	里庄町 西粟倉村	10	26
34	広島県	13	呉市 尾道市 大竹市 安芸高田市 世羅町	竹原市 福山市 東広島市 海田町	三原市 府中市 廿日市市 北広島町	1	庄原市			8	22
35	山口県	9	山口市 光市 山陽小野田市	萩市 長門市 平生町	防府市 周南市 阿武町	7	下関市 美祿市 田布施町	岩国市 和木町	柳井市 上関町	3	19
36	徳島県	1	東みよし町			16	鳴門市 吉野川市 三好市 海陽町 松茂町	小松島市 阿波市 勝浦町 牟岐町 板野町	阿南市 美馬市 上勝町 美波町 那賀町	7	24

都道府県名		○ 生涯学習に資する計画等を、教育全般に関する計画等とは別に策定している			● 生涯学習に資する計画等を策定せずに、教育全般に関する計画等を策定し、その中で生涯学習について規定している			×	計 (指定都市を除く)
						佐那河内村			
37	香川県	9	高松市 普通寺市 土庄町	丸亀市 さぬき市 直島町	坂出市 三豊市 多度津町	1	東かがわ市	7	17
38	愛媛県	1	宇和島市			17	松山市 今治市 新居浜市 四国中央市 上島町 砥部町 松野町	2	20
							八幡浜市 大洲市 東温市 松前町 伊方町 鬼北町		
39	高知県	5	高知市 大豊町	安芸市 大川村	芸西村	21	室戸市 東洋町 香南市 本山町 須崎市 佐川町 四万十町	8	34
							安田町 奈半利町 南国市 いの町 土佐市 越知町 土佐清水市		
							田野町 馬路村 土佐町 仁淀川町 日高村 椿原町 黒潮町		
40	福岡県	26	大牟田市 八女市 行橋市 筑紫野市 古賀市 那珂川町 久山町 遠賀町 糸田町	直方市 筑後市 豊前市 春日市 宮若市 須恵町 芦屋町 東峰村 川崎町	柳川市 大川市 中間市 太宰府市 糸島市 新宮町 水巻町 大木町	20	飯塚市 福津市 徳栗町 桂川町 添田町 苅田町 上毛町	12	58
							田川市 嘉麻市 小竹町 筑前町 大任町 みやこ町 築上町		
							宗像市 宇美町 鞍手町 香春町 赤村 吉富町		
41	佐賀県	5	唐津市 上峰町	武雄市 江北町	小城市	7	佐賀市 鹿島市 基山町	8	20
							鳥栖市 嬉野市		
							伊万里市 吉野ヶ里町		
42	長崎県	5	長崎市 対馬市	佐世保市 南島原市	松浦市	12	島原市 平戸市 西海市 川棚町	4	21
							諫早市 杵岐市 長与町 佐々町		
							大村市 五島市 時津町 新上五島町		
43	熊本県	5	荒尾市 山都町	阿蘇市 天草市	小国町	10	宇土市 西原村 人吉市 苓北町	29	44
							玉名市 益城町 錦町		
							長洲町 八代市 あさぎり町		
44	大分県	7	大分市 竹田市 国東市	佐伯市 豊後大野市	臼杵市 由布市	6	別府市 宇佐市	5	18
							中津市 姫島村		
							日田市 日出町		
45	宮崎県	3	国富町	都農町	都城市	23	宮崎市 西都市 三股町 門川町 高千穂町 えびの市 木城町 小林市	0	26
							綾町 高鍋町 高原町 美郷町 日之影町 串間市 椎葉村 延岡市		
							日南市 新富町 日向市 諸塚村 五ヶ瀬町 串間市 川南町		

都道府県名		○：生涯学習に資する計画等を、教育全般に関する計画等とは別に策定している			●：生涯学習に資する計画等を策定せずに、教育全般に関する計画等を策定し、その中で生涯学習について規定している			×	計 (指定都市を除く)		
46	鹿児島県	4	鹿児島市 鹿屋市	薩摩川内市 中種子町	39	日置市 十島村 南さつま市 出水市 伊佐市 湧水町 志布志市 錦江町 西之表市 奄美市 瀬戸内町 徳之島町 和泊町	いちき串木野市 枕崎市 南九州市 さつま町 霧島市 垂水市 大崎町 肝付町 南種子町 大和村 龍郷町 天城町 知名町	三島村 指宿市 阿久根市 長島町 始良市 曾於市 東串良町 南大隅町 屋久島町 宇検村 喜界町 伊仙町 与論町	0	43	
47	沖縄県	6	うるま市 宜野湾市	読谷村 浦添市	沖縄市 那覇市	26	国頭村 今帰仁村 宜野座村 伊平屋村 嘉手納町 南大東村 南城市 波嘉敷村 竹富町	大宜味村 本部町 金武町 伊是名村 北中城村 豊見城市 与那原町 座間味村 与那国町	東村 名護市 伊江村 恩納村 中城村 糸満市 南風原町 宮古島市	9	41

5 平成26年度柏市民意識調査（一部抜粋）

次頁からの資料をごらんください。

2-2 地域活動・ボランティア活動について

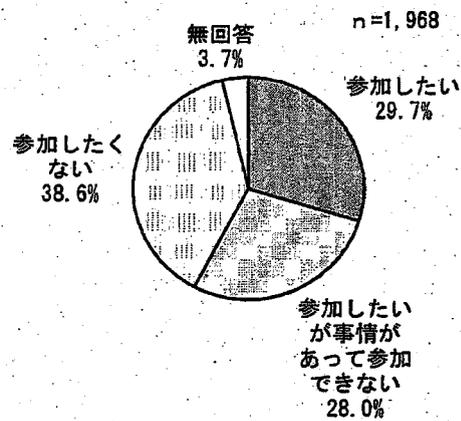
(1) 参加意向

問3 今後、町内会や自治会などの地域活動やボランティア活動に参加したいと思いますか（○は1つ）。

◇ 「参加したくない」が「参加したい」を上回る

地域活動やボランティアへの参加意向をたずねたところ、「参加したくない」との回答が38.6%で最も多く、次いで「参加したい」が29.7%、「参加したいが事情があって参加できない」28.0%となっている。

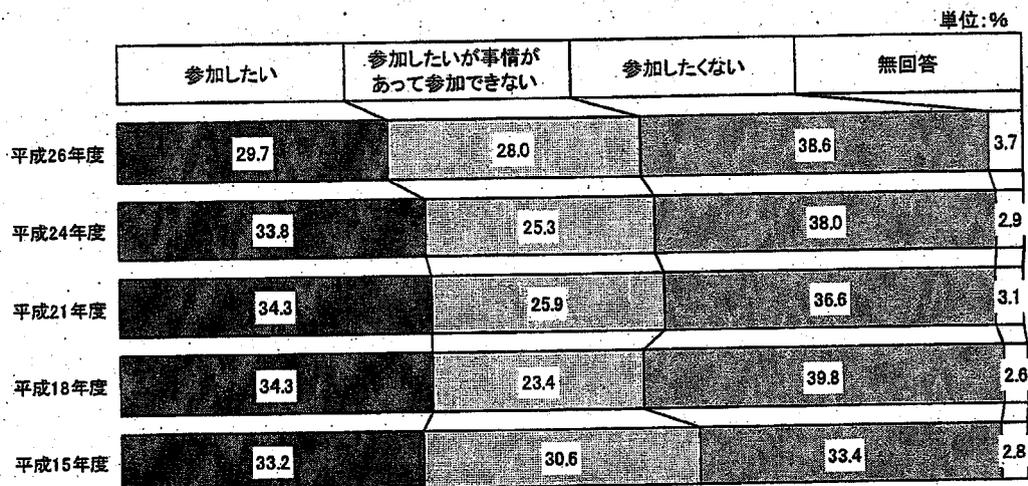
図13 地域活動・ボランティア活動への参加意向



○ 地域活動・ボランティア活動への参加意向の経年変化

地域活動・ボランティア活動の参加意向について経年変化で見ると、平成15年度以降、3割前後の「参加したい」層と、それをやや上回る「参加したくない」層という傾向に大きな変化はみられないが、今回の調査では「参加したい」が3割を切っている。

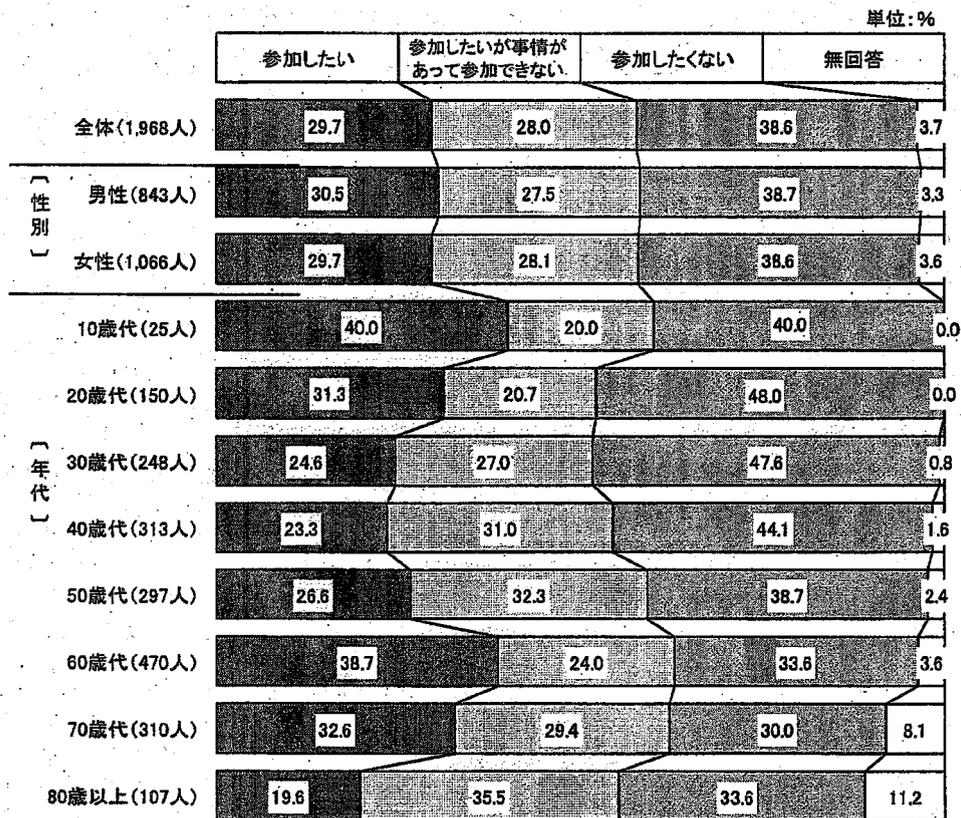
図14 地域活動・ボランティア活動への参加意向（経年変化）



○ 性別・年代別の地域活動・ボランティア活動への参加意向

地域活動・ボランティア活動の参加意向について性別で見ると、大きな差異は見られない。年代別で見ると、「参加したい」は10歳代が40.0%と最も多く、40歳代まで年代が高くなるほど減少していき、50歳代から増加に転じ60歳代で38.7%と急激に増え、そこからまた減少している。「参加したくない」は20歳代が最も多く、70歳代まで年代が高くなるほど減少する傾向にある。「参加したいが事情があって参加できない」は80歳以上が35.5%と最も多くなっている。

図15 地域活動・ボランティア活動への参加意向（年代別）



(2) 参加したい活動内容

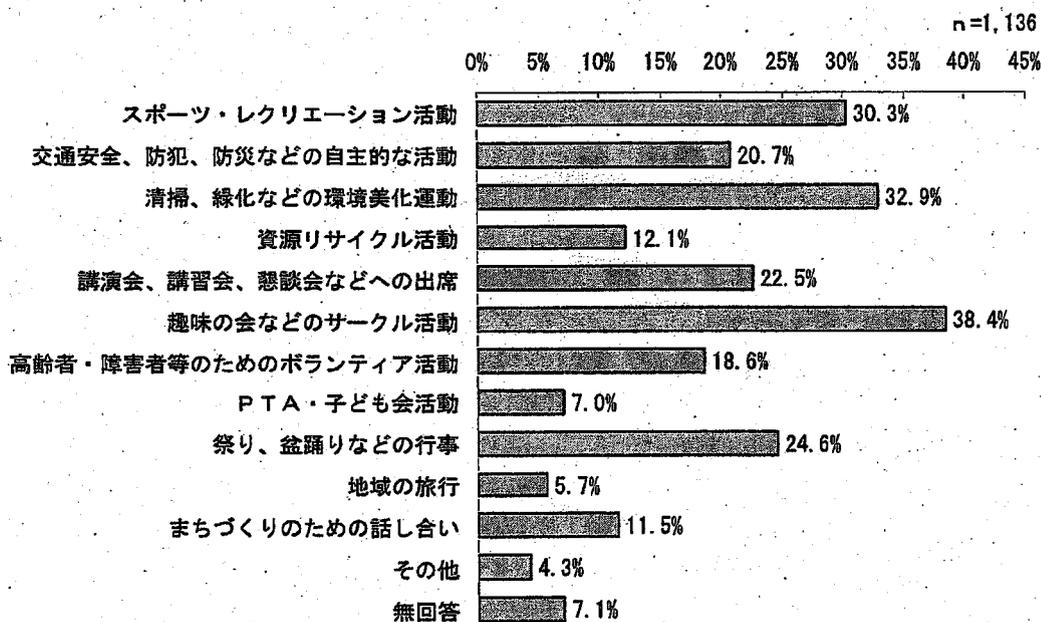
(問3で「1. 参加したい」「2. 参加したいが事情があって参加できない」と回答した方におたずねします。)

問3-1 今後、参加したいと思われる活動を次の中からお選びください(〇はいくつでも)。

◇ 「サークル活動」がトップ、「環境美化運動」「スポーツ等」も多い

問3で「参加したい」または「参加したいが事情があって参加できない」と回答した人に参加したい活動内容をたずねたところ、「趣味の会などのサークル活動」が38.4%と最も多く、次いで「清掃、緑化などの環境美化運動」が32.9%、「スポーツ・レクリエーション活動」30.3%と3割を超えている。

図16 地域活動・ボランティア活動への参加意向



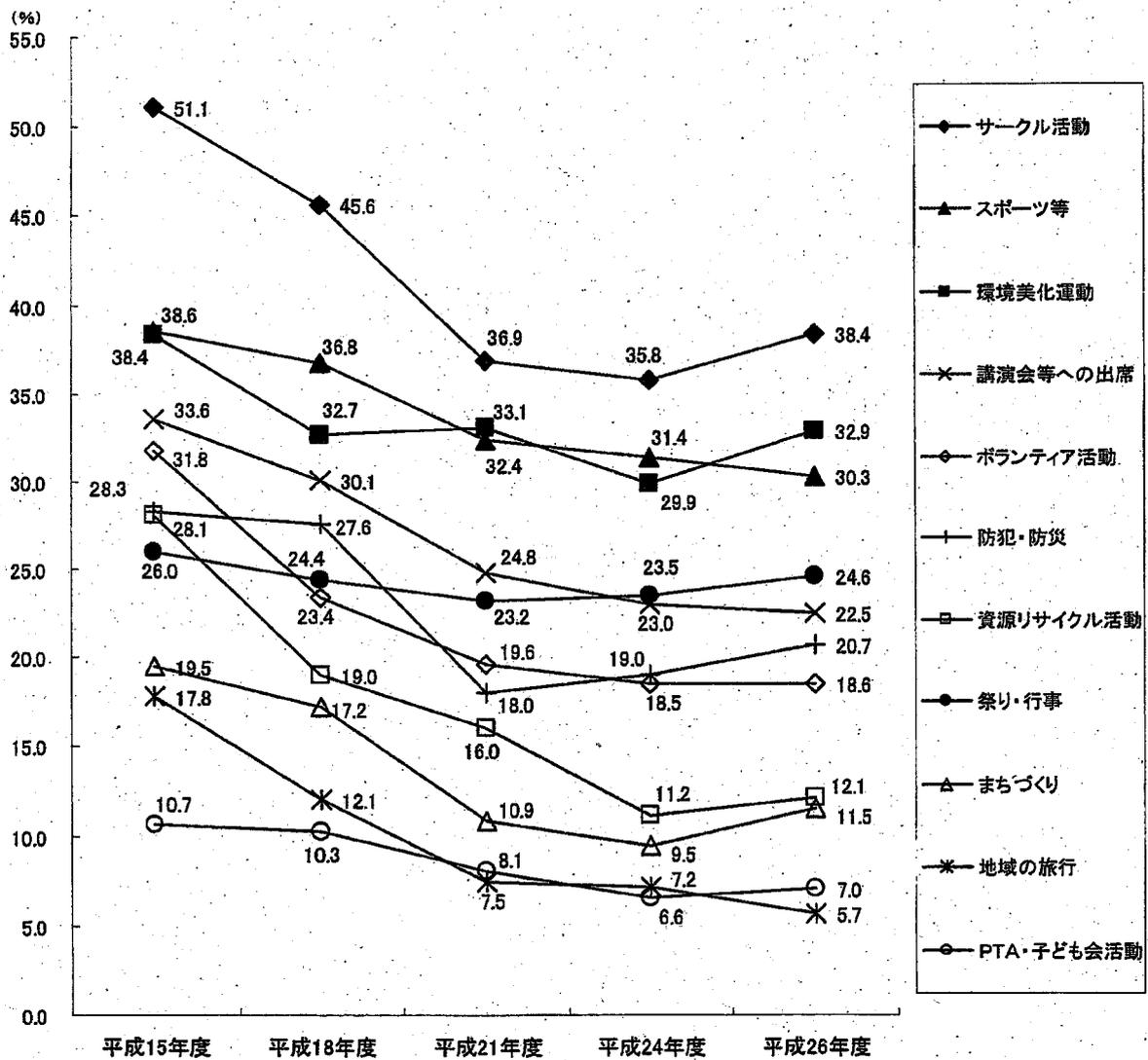
※選択肢が長いため、以下の分析ではそれぞれ次のように表現する。

- | | |
|-------------------------|-------------|
| 1. スポーツ・レクリエーション活動 | → スポーツ等 |
| 2. 交通安全、防犯、防災などの自主的な活動 | → 防犯・防災 |
| 3. 清掃、緑化などの環境美化運動 | → 環境美化運動 |
| 4. 資源リサイクル活動 | → 資源リサイクル活動 |
| 5. 講演会、講習会、懇談会などへの出席 | → 講演会等への出席 |
| 6. 趣味の会などのサークル活動 | → サークル活動 |
| 7. 高齢者・障害者等のためのボランティア活動 | → ボランティア活動 |
| 8. PTA・子ども会活動 | → PTA・子ども会 |
| 9. 祭り、盆踊りなどの行事 | → 祭り・行事 |
| 10. 地域の旅行 | → 地域の旅行 |
| 11. まちづくりのための話し合い | → まちづくり |

○ 参加したいと思う地域活動・ボランティア活動の経年変化

地域活動・ボランティア活動について、参加したいと思われる活動を経年変化でみると、平成15年度調査以降は全体的に減少傾向となっているが、前回の平成24年度調査に比べると、今回の調査では増加したものが多く、特に「サークル活動」は2.6ポイント、「環境美化活動」は3.0ポイント上昇している。

図17 地域活動・ボランティア活動で参加したい活動（経年変化）



(3) 参加したくない理由

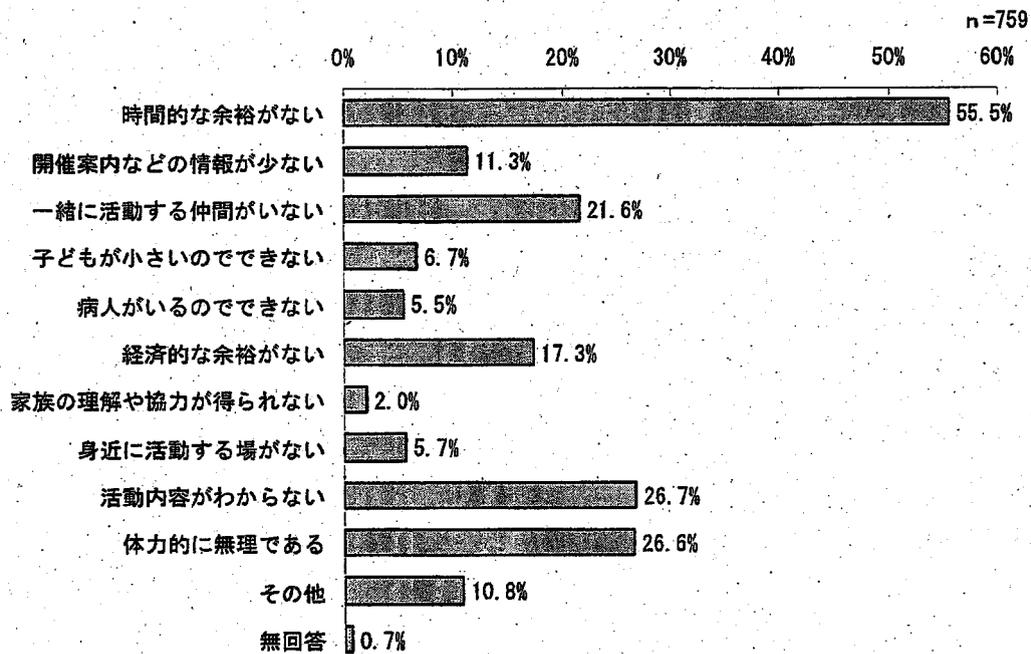
(問3で「3-参加したくない」と回答した方におたずねします。)

問3-2 その理由を次の中からお選びください(〇はいくつでも)。

◇ 「時間的な余裕がない」が5割超

問3で「参加したくない」と回答した人に、その理由をたずねたところ、「時間的な余裕がない」との回答が55.5%と5割を超えて最も多い。次いで「活動内容が分からない」が26.7%、「体力的に無理である」26.6%とほぼ同数となっている。

図18 地域活動・ボランティア活動に参加したくない理由



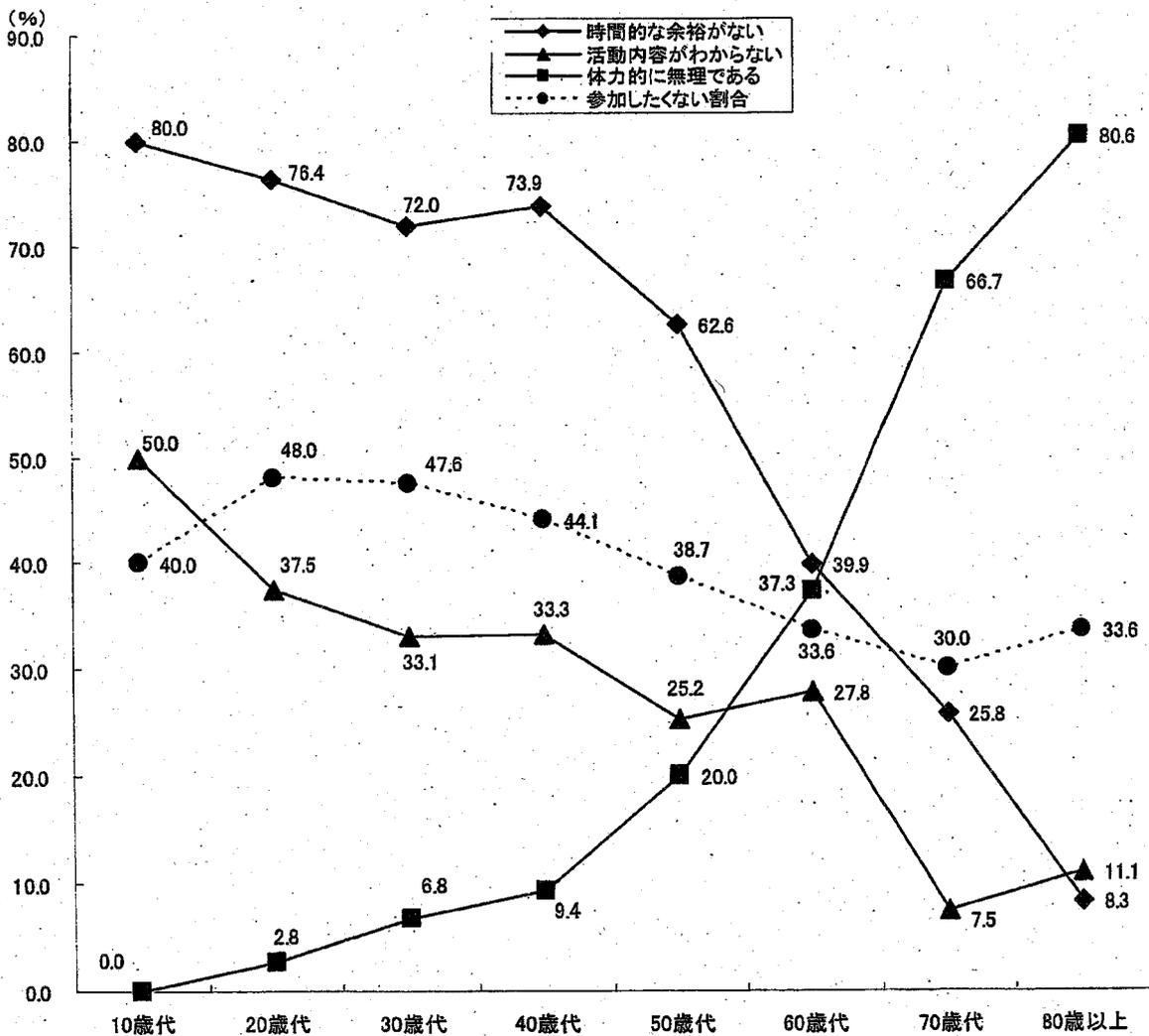
○ 上位3回答の年代別の状況

以下の図は、地域活動・ボランティア活動に「参加したくない」と回答した年代ごとの割合と、その理由のうち、上位3回答である「時間的な余裕がない」、「活動内容がわからない」、「体力的に無理である」、を挙げた人の割合を示したものである。

「体力的に無理である」との回答は年代が高くなるほど増加し、「時間的な余裕がない」は40歳代まで多く、以降は低下しており対照的である。「活動内容がわからない」も10～50歳代までは「時間的な余裕がない」と同じような推移であるが、60歳代で一度上昇し、70歳代で急激に下がっている。

50歳代以上は「参加したくない」との回答が全体の3～4割程度で推移しており、理由の如何を問わず、ある程度は「参加したくない」層がいることが分かる。

図19 「時間的な余裕がない」「活動内容がわからない」「体力的に無理である」の年代別の状況



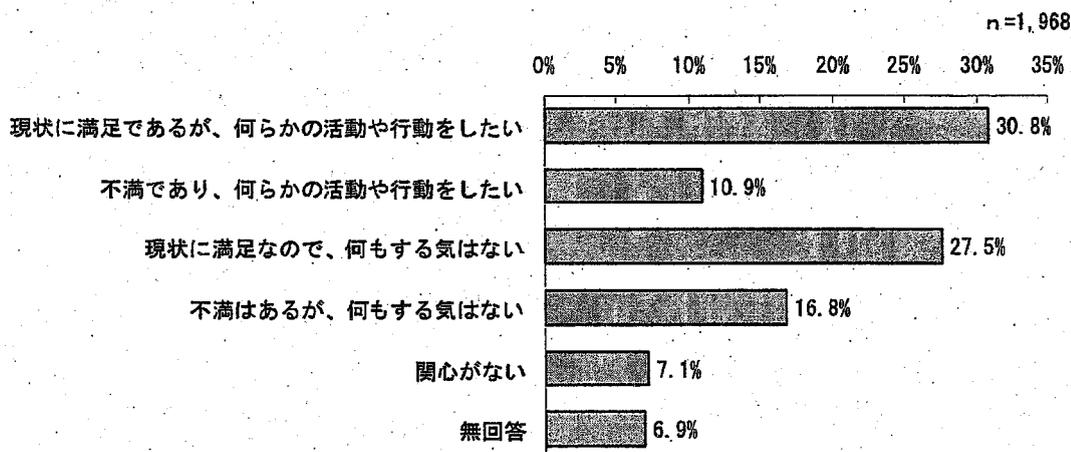
(4) 市や居住地域をよくする活動への関わり方

問4 お住まいの地域や柏市を今よりもっと住みよく、暮らしやすくしていくために何かしたいと思っていますか。次の中からあなたのお気持ちに最も近いものをお選びください（○は1つだけ）。

◇ 「何らかの行動をしたい」人は全体の4割弱

市での暮らしの満足度と、そのために何かしたいかについてたずねたところ、「現状に満足であるが、何らかの活動や行動をしたい」と「不満であり、何らかの活動や行動をしたい」を合わせた、現状の満足度を問わず、「何らかの行動をしたい」という人は全体の41.7%である。また「不満であり、何らかの活動や行動をしたい」と「不満ではあるが、何もする気はない」を合わせた、行動するかどうかを問わず、現状に「不満がある」という人は全体の27.7%と3割程度いることが分かる。

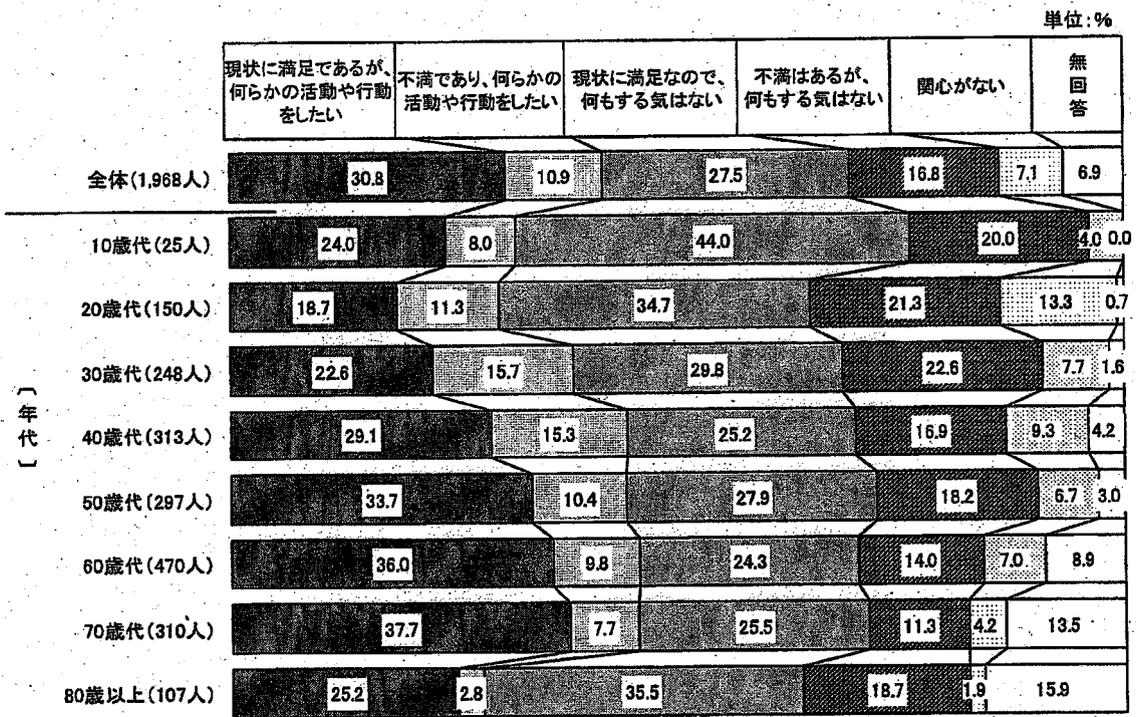
図20 市や居住地域をよくする活動への関わり方



○ 年代別の市や居住地域をよくする活動への関わり方

市や居住地域をよくする活動への関わり方について年代別で見ると、「何らかの行動がしたい」の割合は40～70歳代までが45%前後となっている。10歳代では「現状に満足なので、何もする気はない」が44.0%で最も多い。

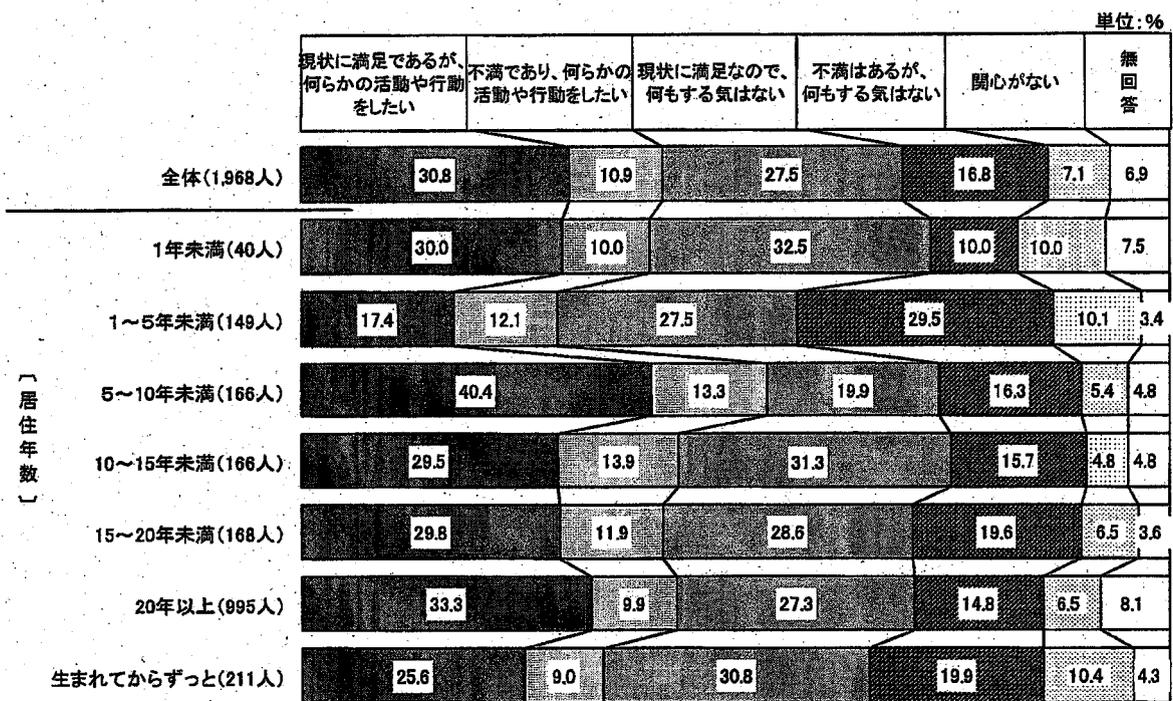
図 21 市や居住地域をよくする活動への関わり方（年代別）



○ 居住年数別の市や居住地域をよくする活動への関わり方

市や居住地域をよくする活動への関わり方について居住年数別で見ると、“何らかの活動や行動をしたい”と考えているのは「5～10年未満」が5割を超えて最も多い。一方、「現状に満足なので何もする気はない」は「1年未満」が32.5%、「10～15年未満」が31.3%、「生まれてからずっと」が30.8%とおおむね3人に1人が回答しており多くなっている。

図 22 市や居住地域をよくする活動への関わり方（居住年数別）



(5) 市や居住地域をよくするためにできること

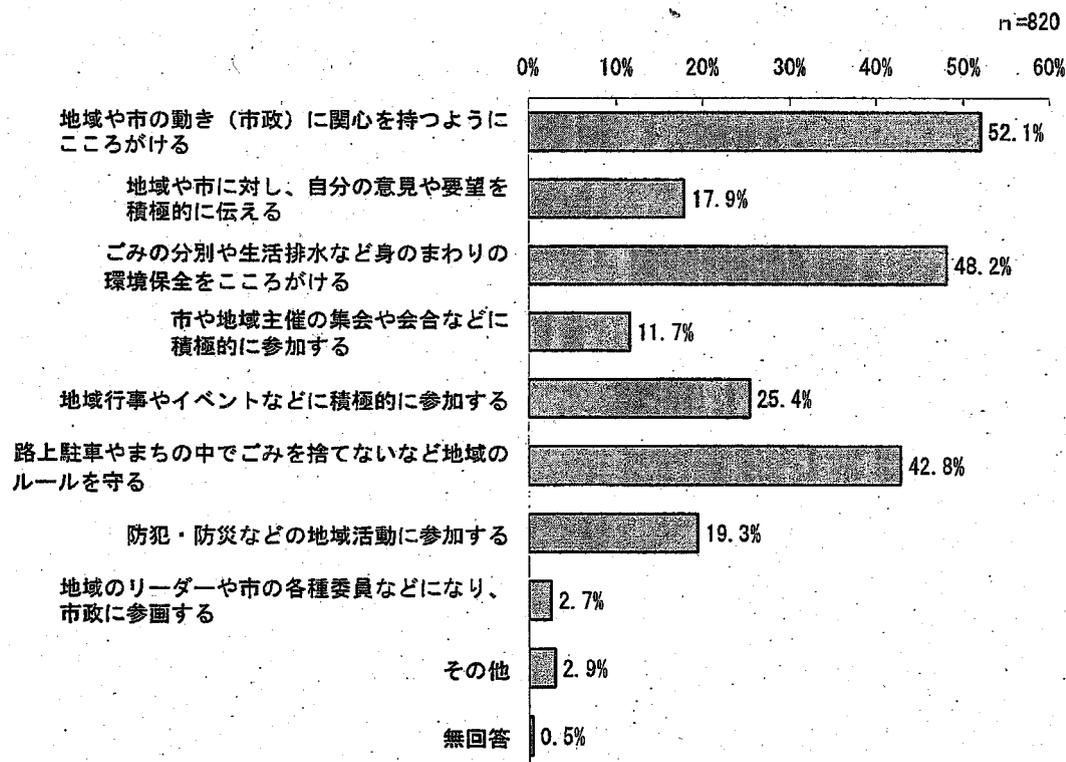
(問4で「1. 現状に満足であるが、何らかの活動や行動をしたい」「2. 不満であり、何らかの活動や行動をしたい」と回答した方におたずねします。)

問4-1 今後、してみたいと思われる行動を次の中からお選びください(〇は3つまで)。

◇ 「市政に関心を持つようにこころがける」人が全体の5割強

問4で「現状に満足であるが、何らかの活動や行動をしたい」「不満であり、何らかの活動や行動をしたい」と回答した人にしてみたい行動についてたずねたところ、「地域や市の動き(市政)に関心を持つように心がける」との回答が52.1%と5割を超えて最も多く、次いで「ごみの分別や生活排水など身のまわりの環境保全をこころがける」が48.2%、「路上駐車やまちの中でごみを捨てないなど地域のルールを守る」42.8%と4割を超えて多い回答となっている。

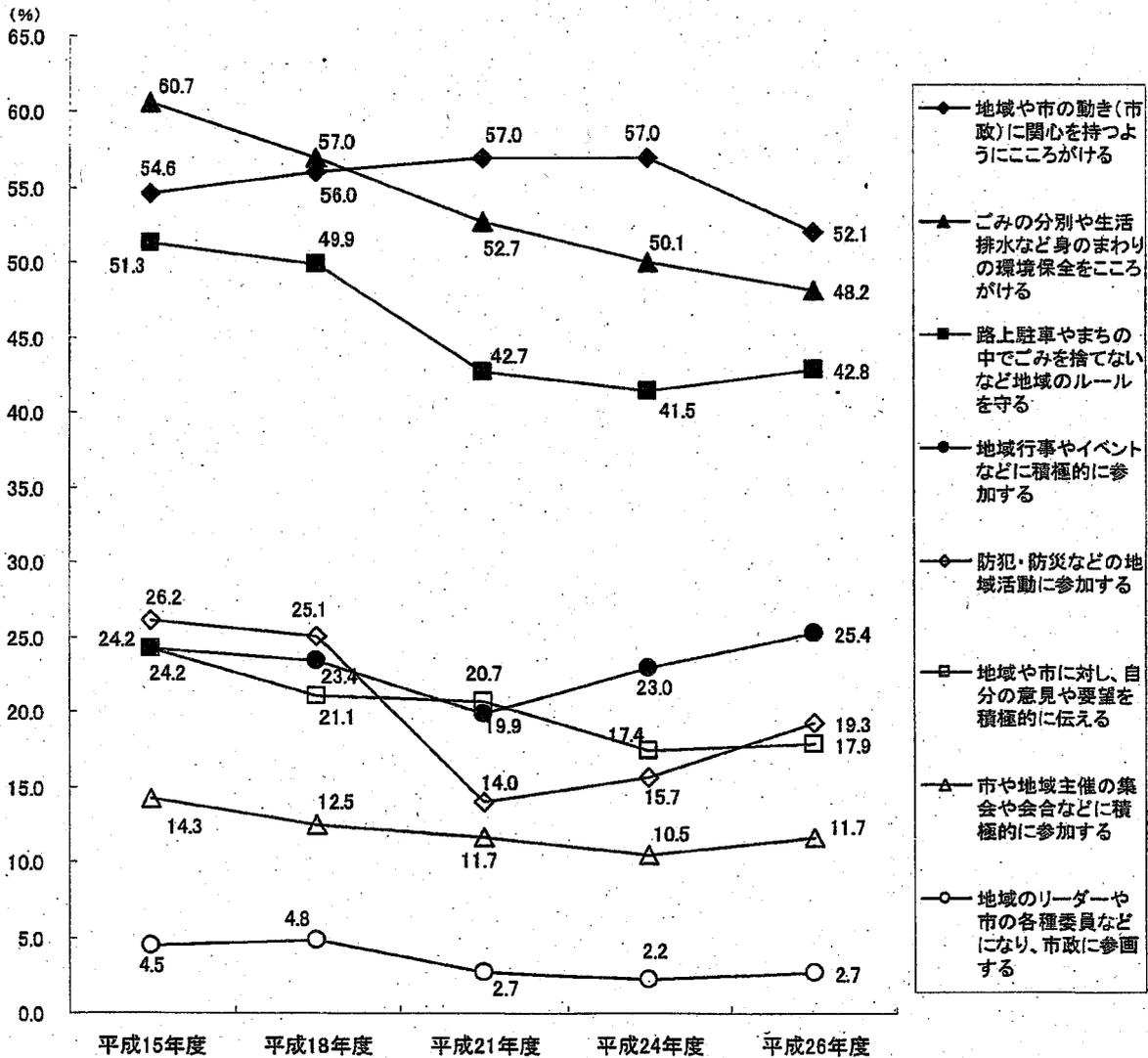
図23 市や居住地域をよくするために今後参加したいと思われる活動



○ 市や居住地域をよくするために今後参加したいと思われる活動の経年変化

市や居住地域をよくする活動への関わり方について、今後、参加したいと思われる活動について経年変化で見ると、これまで増加傾向にあった「地域や市の動き（市政）に関心を持つようにこころがける」は前回より4.9ポイント減少した。また「ごみの分別や生活排水など身のまわりの環境保全をこころがける」は平成15年度調査から減少し続け、今回の調査では5割を切った。一方、それ以外の6項目については今回の調査で減少から増加に転じている。

図24 市や居住地域をよくするために今後参加したいと思われる活動（経年変化）



※平成15年度調査までは「防犯・防災などの地域活動に参加する」の選択肢は「社会奉仕や各種の地域活動に参加する」であった。

○ 年代別の市や居住地域をよくするために今後参加したいと思われる活動

市や居住地域をよくする活動への関わり方について、今後、参加したいと思われる活動を年代で見ると、10歳代以外の各年代とも順位は違うものの「地域や市の動き（市政）に関心を持つようにこころがける」「ごみの分別や生活排水など身のまわりの環境保全をこころがける」「路上駐車やまちの中でごみを捨てないなど地域のルールを守る」の3項目が上位を占めている。

表8 市や居住地域をよくするために今後参加したいと思われる活動（年代別、上位回答）

単位：%

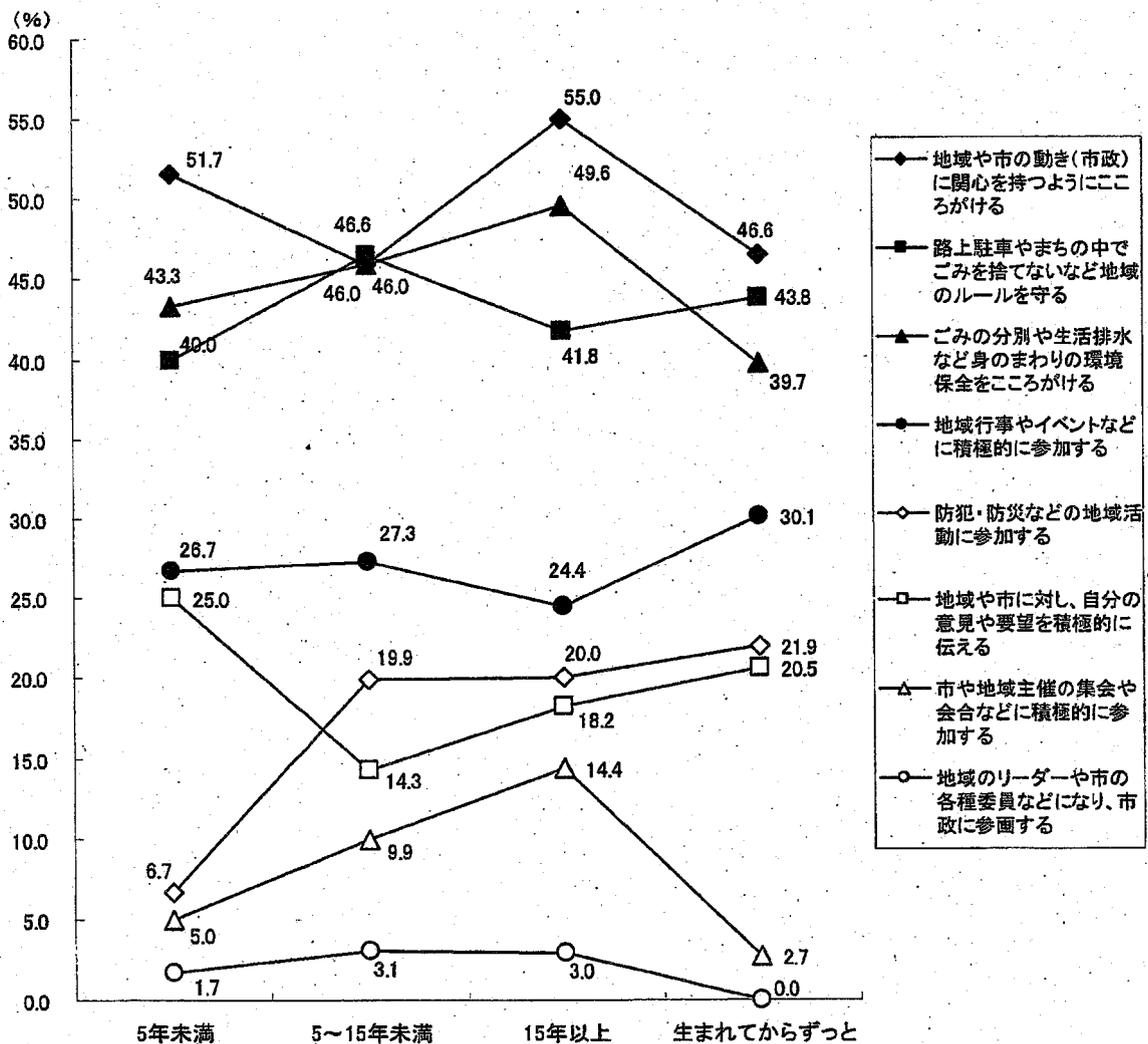
区分	1位	2位	3位	
全体 (820人)	地域や市の動き(市政)に関心を持つようにこころがける 52.1	ごみの分別や生活排水など身のまわりの環境保全をこころがける 48.2	路上駐車やまちの中でごみを捨てないなど地域のルールを守る 42.8	
年代別	10歳代 (8人)	地域や市の動き(市政)に関心を持つようにこころがける 50.0	地域行事やイベントなどに積極的に参加する 50.0	地域や市に対し、自分の意見や要望を積極的に伝える 37.5
	20歳代 (45人)	ごみの分別や生活排水など身のまわりの環境保全をこころがける 60.0	路上駐車やまちの中でごみを捨てないなど地域のルールを守る 44.4	地域や市の動き(市政)に関心を持つようにこころがける 42.2
	30歳代 (95人)	地域や市の動き(市政)に関心を持つようにこころがける 52.6	ごみの分別や生活排水など身のまわりの環境保全をこころがける 43.2	路上駐車やまちの中でごみを捨てないなど地域のルールを守る 40.0
	40歳代 (139人)	路上駐車やまちの中でごみを捨てないなど地域のルールを守る 47.5	地域や市の動き(市政)に関心を持つようにこころがける 43.2	ごみの分別や生活排水など身のまわりの環境保全をこころがける 42.4
	50歳代 (131人)	地域や市の動き(市政)に関心を持つようにこころがける 55.0	ごみの分別や生活排水など身のまわりの環境保全をこころがける 48.1	路上駐車やまちの中でごみを捨てないなど地域のルールを守る 45.8
	60歳代 (215人)	ごみの分別や生活排水など身のまわりの環境保全をこころがける 50.7	地域や市の動き(市政)に関心を持つようにこころがける 50.2	路上駐車やまちの中でごみを捨てないなど地域のルールを守る 41.9
	70歳代 (141人)	地域や市の動き(市政)に関心を持つようにこころがける 62.4	ごみの分別や生活排水など身のまわりの環境保全をこころがける 51.1	路上駐車やまちの中でごみを捨てないなど地域のルールを守る 40.4
	80歳以上 (30人)	地域や市の動き(市政)に関心を持つようにこころがける 56.7	ごみの分別や生活排水など身のまわりの環境保全をこころがける 50.0	路上駐車やまちの中でごみを捨てないなど地域のルールを守る 36.7

○ 居住年数別の市や居住地域をよくするために今後参加したいと思われる活動

市や居住地域をよくする活動への関わり方について、今後、参加したいと思われる活動について居住年数を5年未満、5年以上15年未満（10年前後）、15年以上、生まれてからずっとの4分類として見ると、全体で最も多い回答であった「地域や市の動き（市政）に関心を持つようにところがける」では、5年未満が51.7%、15年以上が55.0%と5割を超えて多く、5～15年未満と生まれてからずっとは、ほぼ同じになっている。

一方、5年未満の人では「地域や市に対し、自分の意見や要望を積極的に伝える」が25.0%と他カテゴリよりもやや多く、地域に積極的に関わろうとする意識が伺える。

図 25 市や居住地域をよくするために今後参加したいと思われる活動（居住年数別）



2-5 柏市の取り組みに対する満足度、重要度

(1) 満足度・重要度

問9 柏市が行っている、次の各項目に関する取り組みについて、あなたが感じている「現在の満足度（満足しているかどうか）」と「今後の重要度（重要と考えているかどうか）」をお聞かせください（〇は、1～5の中から1つずつ）。

<p>【教育・文化】</p> <p>① 幼児教育・学校教育の充実 ② 青少年の健全育成の推進 ③ 生涯学習の環境づくり ④ スポーツの振興 ⑤ 市民文化活動の活性化 ⑥ 地域の国際化</p> <p>【環境共生】</p> <p>① 緑や水辺など自然環境の保全 ② 大気・水質などの環境対策 ③ 廃棄物の適正処理 ④ 放射線対策（除染など）</p> <p>【健康・福祉】</p> <p>① 健康づくりの推進 ② 医療体制の整備 ③ 高齢者福祉の充実 ④ 子育て環境の充実 ⑤ 障害者福祉の充実</p>	<p>【定住促進】</p> <p>① 景観の向上 ② バリアフリーの推進 ③ 住宅・住環境の向上 ④ 上水道の整備拡充 ⑤ 下水道（污水管）の普及促進 ⑥ 浸水・洪水対策 ⑦ 道路網の整備 ⑧ 鉄道やバスなどの公共交通網の整備 ⑨ 駅前などの市街地整備 ⑩ 自動車・自転車対策 ⑪ 交通安全・防犯体制の強化 ⑫ 防災体制の強化 ⑬ 消防・救急体制の整備</p> <p>【産業・経済】</p> <p>① 商業の振興 ② 工業の振興 ③ 都市農業の振興 ④ 雇用環境の整備 ⑤ 消費者行政の推進</p>	<p>【市民との協働】</p> <p>① 市民との協働の推進 ② 市政情報の提供 ③ 地域コミュニティの活性化 ④ 男女共同参画社会の確立</p>
---	---	--

表 10 柏市の取り組みに対する満足度

単位: %

取り組み項目		満足 している	どちらかと いえば満足	どちらとも いえない	どちらかと いえば不満	不満 である
教育・文化	① 幼児教育・学校教育の充実	2.8	19.1	56.0	9.6	4.3
	② 青少年の健全育成の推進	2.1	11.8	66.8	8.1	2.1
	③ 生涯学習の環境づくり	2.3	13.9	65.7	7.9	2.1
	④ スポーツの振興	3.5	20.3	59.9	6.0	1.6
	⑤ 市民文化活動の活性化	2.0	16.4	65.5	6.4	1.1
	⑥ 地域の国際化	1.4	8.2	70.2	8.8	2.1
環境共生	① 緑や水辺など自然環境の保全	5.9	33.2	37.5	13.0	4.1
	② 大気・水質などの環境対策	3.8	22.5	44.8	17.4	4.8
	③ 廃棄物の適正処理	5.6	23.1	46.0	13.5	5.5
	④ 放射線対策(除染など)	3.7	16.0	45.2	19.7	9.5
健康・福祉	① 健康づくりの推進	5.0	22.5	57.8	7.2	1.4
	② 医療体制の整備	4.6	25.1	44.9	15.3	4.6
	③ 高齢者福祉の充実	2.7	14.5	60.3	13.8	3.7
	④ 子育て環境の充実	2.0	12.6	60.3	12.5	4.4
	⑤ 障害者福祉の充実	2.5	10.2	68.1	8.8	2.7
定住促進	① 景観の向上	2.3	19.0	55.7	11.4	3.6
	② バリアフリーの推進	2.2	13.4	56.4	16.0	4.4
	③ 住宅・住環境の向上	2.9	19.6	56.6	10.8	2.2
	④ 上水道の整備拡充	10.6	31.9	44.0	4.7	2.1
	⑤ 下水道(污水管)の普及促進	10.3	29.5	44.7	5.5	3.4
	⑥ 浸水・洪水対策	4.5	19.9	57.5	8.8	2.3
	⑦ 道路網の整備	3.8	18.9	42.4	19.2	9.4
	⑧ 鉄道やバスなどの公共交通網の整備	7.7	26.2	36.6	16.4	7.5
	⑨ 駅前などの市街地整備	5.3	25.4	40.4	15.8	6.6
	⑩ 自動車・自転車対策	2.9	13.2	48.0	19.7	9.5
	⑪ 交通安全・防犯体制の強化	2.9	16.6	50.9	17.5	5.8
	⑫ 防災体制の強化	3.2	17.2	60.3	10.7	2.8
	⑬ 消防・救急体制の整備	5.9	24.7	56.0	6.3	1.3
産業・経済	① 商業の振興	3.9	21.7	55.2	8.7	1.9
	② 工業の振興	1.2	10.3	73.2	5.3	0.8
	③ 都市農業の振興	1.6	11.0	71.1	6.5	0.9
	④ 雇用環境の整備	1.1	7.3	65.2	13.4	4.0
	⑤ 消費者行政の推進	0.9	7.5	71.0	9.8	2.0
市民との協働	① 市民との協働の推進	0.6	9.1	71.5	7.2	1.9
	② 市政情報の提供	1.9	16.2	58.9	11.3	3.0
	③ 地域コミュニティの活性化	1.7	12.6	67.2	7.9	1.8
	④ 男女共同参画社会の確立	1.3	8.2	74.4	5.5	1.3

表 11 柏市の取り組みに対する重要度

単位: %

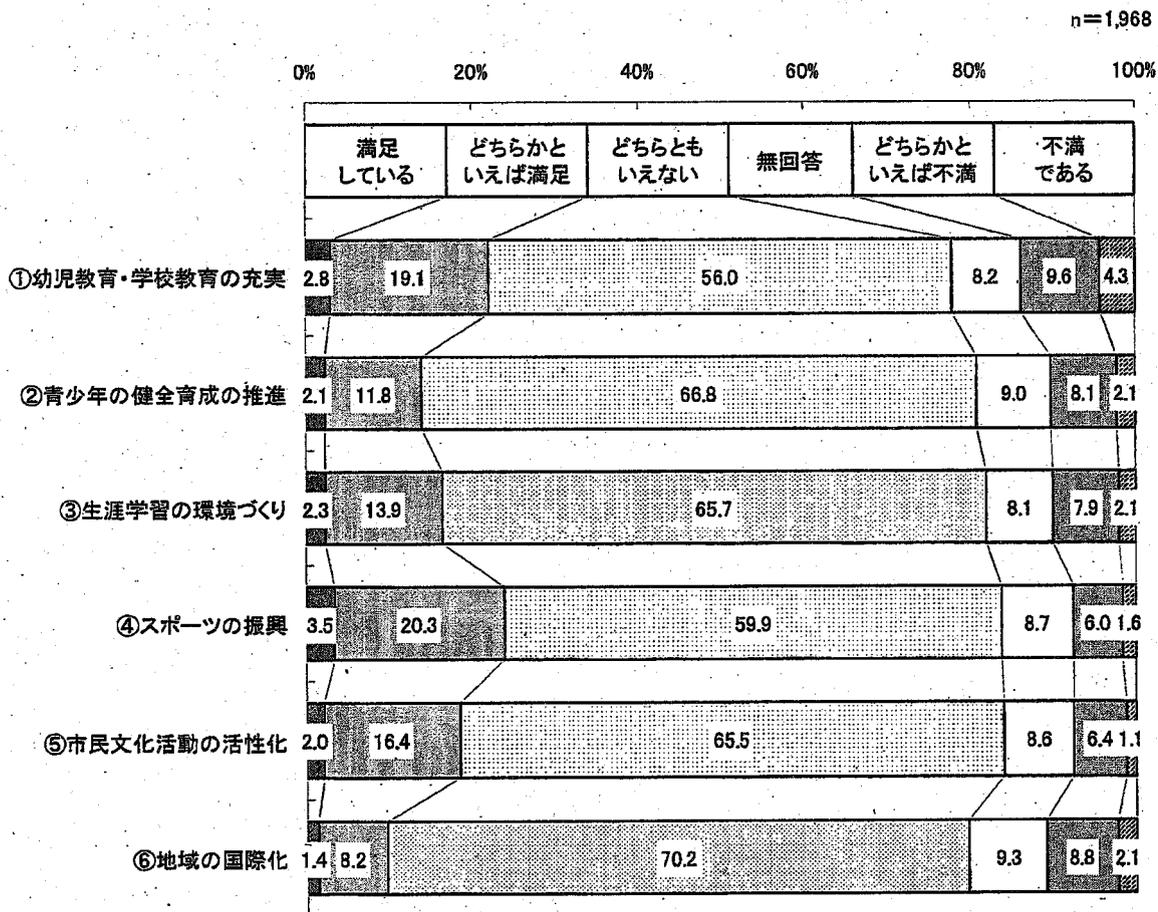
取り組み項目		非常に重要である	どちらかといえば重要	どちらともいえない	あまり重要ではない	重要ではない
教育・文化	① 幼児教育・学校教育の充実	50.0	27.7	11.8	0.5	0.5
	② 青少年の健全育成の推進	37.2	34.2	17.5	0.7	0.4
	③ 生涯学習の環境づくり	22.0	37.3	27.7	2.7	0.5
	④ スポーツの振興	14.5	36.4	35.0	2.8	1.2
	⑤ 市民文化活動の活性化	12.3	34.7	38.5	3.5	1.1
	⑥ 地域の国際化	11.3	26.7	39.5	8.3	3.7
環境共生	① 緑や水辺など自然環境の保全	43.7	37.1	9.9	0.5	0.2
	② 大気・水質などの環境対策	54.3	28.8	8.1	0.3	0.1
	③ 廃棄物の適正処理	50.1	30.9	10.6	0.1	0.1
	④ 放射線対策(除染など)	57.5	21.6	10.7	1.4	1.1
健康・福祉	① 健康づくりの推進	29.4	42.7	18.4	1.1	0.4
	② 医療体制の整備	52.1	32.1	8.2	0.3	0.1
	③ 高齢者福祉の充実	46.4	32.1	13.5	0.9	0.4
	④ 子育て環境の充実	47.3	29.4	13.7	0.7	0.5
	⑤ 障害者福祉の充実	36.6	34.1	20.2	0.4	0.4
定住促進	① 景観の向上	17.1	37.6	31.6	3.9	0.7
	② バリアフリーの推進	31.1	38.7	20.0	1.4	0.3
	③ 住宅・住環境の向上	23.6	41.3	24.6	1.3	0.3
	④ 上水道の整備拡充	29.3	35.6	25.1	1.0	0.7
	⑤ 下水道(污水管)の普及促進	31.7	34.9	23.6	1.2	0.6
	⑥ 浸水・洪水対策	33.8	32.9	22.9	1.7	0.4
	⑦ 道路網の整備	33.3	36.8	19.2	2.2	0.6
	⑧ 鉄道やバスなどの公共交通網の整備	32.7	38.7	18.9	1.7	0.6
	⑨ 駅前などの市街地整備	27.0	37.4	24.1	2.5	1.0
	⑩ 自動車・自転車対策	28.5	38.2	23.2	1.4	0.5
	⑪ 交通安全・防犯体制の強化	43.3	33.4	15.4	0.3	0.2
	⑫ 防災体制の強化	44.3	31.9	16.0	0.4	0.2
	⑬ 消防・救急体制の整備	45.7	30.9	16.0	0.1	0.3
産業・経済	① 商業の振興	19.0	38.6	29.2	1.7	0.5
	② 工業の振興	12.6	31.7	40.7	2.8	0.7
	③ 都市農業の振興	16.1	33.2	36.6	2.2	0.6
	④ 雇用環境の整備	30.4	34.1	23.8	0.6	0.1
	⑤ 消費者行政の推進	18.3	34.4	35.1	0.9	0.2
市民との協働	① 市民との協働の推進	13.8	32.6	39.7	1.7	0.5
	② 市政情報の提供	20.1	37.9	29.7	1.0	0.3
	③ 地域コミュニティの活性化	15.7	35.5	35.0	2.1	0.6
	④ 男女共同参画社会の確立	12.2	28.7	42.6	3.7	1.4

○【教育・文化】の満足度

柏市の教育・文化に関する取り組みについて、「満足している」と「どちらかといえば満足」を合わせた“満足”の割合は、④スポーツの振興が23.8%と最も多く、次いで①幼児教育・学校教育の充実が21.9%、⑤市民文化活動の活性化18.4%と2割前後となっている。

一方、「どちらかといえば不満」と「不満である」を合わせた“不満”の割合は、①幼児教育・学校教育の充実が13.9%と最も多く、次いで⑥地域の国際化が10.9%、②青少年の健全の推進10.2%となっている。

図40 【教育・文化】の満足度

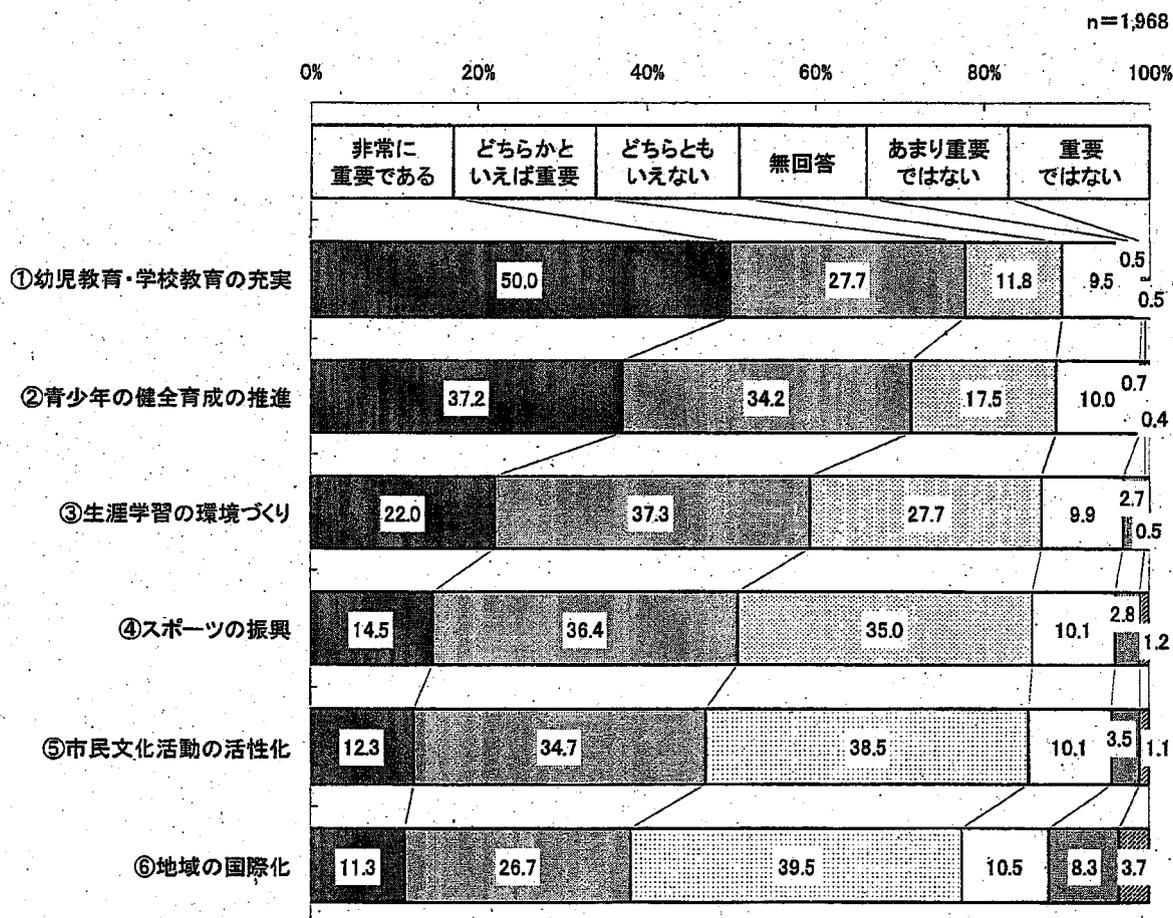


○【教育・文化】の重要度

柏市の教育・文化に関する取り組みについて、「非常に重要である」と「どちらかといえば重要」を合わせた“重要”の割合は、①幼児教育・学校教育の充実が77.7%と最も多く、次の②青少年の健全育成の推進71.4%とともに7割を超えている。次いで③生涯学習の環境づくりが59.3%、④スポーツの振興50.9%と5割を超えている。

一方、「あまり重要ではない」と「重要ではない」を合わせた“重要ではない”の割合は、⑥地域の国際化が12.0%と最も多く、それ以外の取り組みはいずれも1割を切っている。

図41 【教育・文化】の重要度



○ 重要度の低い上位施策について

表 19 柏市の取り組みに対する満足度、重要度

単位：%

取り組み項目		“満足”	“不満”	“重要”	“重要 ではない”
順位	1 地域の国際化	9.6	10.9	38.0	12.0
	2 男女共同参画社会の確立	9.5	6.9	40.9	5.1
	3 景観の向上	21.2	15.0	54.6	4.6
	4 市民文化活動の活性化	18.4	7.5	47.0	4.5
	5 スポーツの振興	23.7	7.6	50.9	4.1
	6 工業の振興	11.5	6.1	44.3	3.5
	7 駅前などの市街地整備	30.6	22.3	64.5	3.5
	8 生涯学習の環境づくり	16.3	10.0	59.3	3.2
	9 道路網の整備	22.6	28.6	70.1	2.8
	10 都市農業の振興	12.6	7.4	49.3	2.7

“重要ではない”施策については、「地域の国際化」が12.0%と10%を超えて最も多く、2位以下はいずれも1割を切っている。

1位の「地域の国際化」と2位の「男女共同参画社会の確立」は“満足”、“不満”、“重要度”ともに低くなっている。

「柏市の取り組みに対する満足度、重要度」についておたずねします

問9 柏市が行っている、次の各項目に関する取り組みについて、あなたが感じている「現在の満足度（満足しているかどうか）」と「今後の重要度（重要と考えているかどうか）」をお聞かせください（〇は、1～5の中から1つずつ）。

回答例

※「①◇◇の推進」に関する市の取組みに関して 「現在の満足度」は『どちらかといえば満足』 「今後の重要度」は『非常に重要である』 と感じている場合	現在の満足度					今後の重要度						
	満足している	い え ど ち ら か と い え ば 満 足	い え ど ち ら な い と も	い ど ち ら か と い え ば 不 満	不 満 で あ る	重 要 で あ る	非 常 に 重 要	い ど ち ら か と い え ば 重 要	い え ど ち ら な い と も	ど ち ら な い 重 要	あ ま り 重 要 で は な い	重 要 で は な い
例 ①◇◇の推進	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1		

取り組み項目	現在の満足度					今後の重要度						
	満足している	い え ど ち ら か と い え ば 満 足	い え ど ち ら な い と も	い ど ち ら か と い え ば 不 満	不 満 で あ る	重 要 で あ る	非 常 に 重 要	い ど ち ら か と い え ば 重 要	い え ど ち ら な い と も	ど ち ら な い 重 要	あ ま り 重 要 で は な い	重 要 で は な い
教育・文化	① 幼児教育・学校教育の充実	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	
	② 青少年の健全育成の推進	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	
	③ 生涯学習の環境づくり	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	
	④ スポーツの振興	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	
	⑤ 市民文化活動の活性化	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	
	⑥ 地域の国際化	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	
環境共生	① 緑や水辺など自然環境の保全	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	
	② 大気・水質などの環境対策	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	
	③ 廃棄物の適正処理	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	
	④ 放射線対策（除染など）	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	

	合計	問9教育・文化③生涯学習の環境づくり 満足度						
		不満である	どちらかといえば不満	どちらかともいえない	どちらか満足	満足している	無回答	
全体	1968 100.0	41 2.1	155 7.9	1293 65.7	274 13.9	46 2.3	159 8.1	
問17-1 性別	男性	843 100.0	20 2.4	83 9.8	559 66.3	117 13.9	17 2.0	47 5.6
	女性	1066 100.0	20 1.9	68 6.4	706 66.2	154 14.4	27 2.5	91 8.5
問17-2 年齢	10歳代	25 100.0	1 4.0	1 4.0	16 64.0	6 24.0	1 4.0	0 0.0
	20歳代	150 100.0	6 4.0	12 8.0	113 75.3	13 8.7	5 3.3	1 0.7
	30歳代	248 100.0	8 3.2	21 8.5	182 73.4	28 11.3	6 2.4	3 1.2
	40歳代	313 100.0	3 1.0	25 8.0	232 74.1	39 12.5	7 2.2	7 2.2
	50歳代	297 100.0	3 1.0	19 6.4	221 74.4	46 15.5	3 1.0	5 1.7
	60歳代	470 100.0	15 3.2	43 9.1	297 63.2	66 14.0	12 2.6	37 7.9
	70歳代	310 100.0	3 1.0	24 7.7	159 51.3	57 18.4	8 2.6	59 19.0
	80歳以上	107 100.0	1 0.9	7 6.5	49 45.8	16 15.0	4 3.7	30 28.0
問17-5 居住地区	北部地区	422 100.0	13 3.1	33 7.8	270 64.0	62 14.7	14 3.3	30 7.1
	中央地区	647 100.0	15 2.3	56 8.5	431 66.6	90 13.9	12 1.9	44 6.8
	南部地区	897 100.0	11 1.6	47 6.7	459 65.9	107 15.4	17 2.4	56 8.0
問17-5 居住地区	北部1地区	234 100.0	7 3.0	22 9.4	141 60.3	39 16.7	6 2.6	19 8.1
	北部2地区	188 100.0	6 3.2	11 5.9	129 68.6	23 12.2	8 4.3	11 5.9
	中央西地区	347 100.0	6 1.7	30 8.6	232 66.9	45 13.0	6 1.7	28 8.1
	中央東地区	300 100.0	9 3.0	25 8.3	199 66.3	45 15.0	6 2.0	18 5.3
	南部1地区	349 100.0	5 1.4	27 7.7	225 64.5	56 16.0	11 3.2	25 7.2
	南部2地区	239 100.0	4 1.7	14 5.9	164 68.6	34 14.2	3 1.3	20 8.4
	南部3地区	110 100.0	2 1.8	6 5.5	71 64.5	17 15.5	3 2.7	11 10.0
	問17-6 居住年数	1年未満	40 100.0	0 0.0	0 0.0	32 80.0	5 12.5	1 2.5
1~5年未満	149 100.0	1 0.7	5 3.4	114 76.5	16 10.7	3 2.0	10 6.7	
5~10年未満	166 100.0	5 3.0	15 9.0	115 69.3	19 11.4	6 3.6	6 3.6	
10~15年未満	166 100.0	6 3.6	15 9.0	112 67.5	22 13.3	4 2.4	7 4.2	
15~20年未満	168 100.0	4 2.4	18 10.7	111 66.1	29 17.3	2 1.2	4 2.4	
20年以上	895 100.0	18 1.8	76 7.6	634 63.7	147 14.8	23 2.3	97 9.7	
生まれてからずっと	211 100.0	6 2.8	21 10.0	134 63.5	29 13.7	6 2.8	15 7.1	

	合計	問9教育・文化③生涯学習の環境づくり 重要度						
		重要ではない	あまり重要ではない	どちらともいえない	どちらか非常に重要	無回答		
全体	1968 100.0	9 0.5	53 2.7	545 27.7	735 37.3	432 22.0	194 9.9	
問17-1 性別	男性	843 100.0	6 0.7	34 4.0	229 27.2	322 38.2	187 22.2	65 7.7
	女性	1066 100.0	3 0.3	19 1.8	305 28.6	396 37.1	241 22.6	102 9.6
問17-2 年齢	10歳代	25 100.0	1 4.0	0 0.0	10 40.0	7 28.0	7 28.0	0 0.0
	20歳代	150 100.0	2 1.3	5 3.3	53 35.3	55 36.7	33 22.0	2 1.3
	30歳代	248 100.0	1 0.4	10 4.0	82 33.1	82 33.1	67 27.0	6 2.4
	40歳代	313 100.0	3 1.0	14 4.5	103 32.9	119 38.0	65 20.8	9 2.9
	50歳代	297 100.0	0 0.0	6 2.0	83 27.9	139 46.8	55 18.5	14 4.7
	60歳代	470 100.0	1 0.2	10 2.1	122 26.0	178 37.9	120 25.5	39 8.3
	70歳代	310 100.0	1 0.3	4 1.3	70 22.6	104 33.5	62 20.0	69 22.3
	80歳以上	107 100.0	0 0.0	4 3.7	14 13.1	37 34.6	19 17.8	33 30.8
問17-5 居住地区	北部地区	422 100.0	3 0.7	16 3.8	109 25.8	166 39.3	88 20.9	40 9.5
	中央地区	647 100.0	3 0.5	16 2.5	189 29.2	244 37.7	149 23.0	46 7.1
	南部地区	897 100.0	2 0.3	18 2.6	202 29.0	246 35.3	152 21.8	77 11.0
問17-5 居住地区	北部1地区	234 100.0	2 0.9	7 3.0	51 21.8	97 41.5	52 22.2	25 10.7
	北部2地区	188 100.0	1 0.5	9 4.8	58 30.9	69 36.7	36 19.1	15 8.0
	中央西地区	347 100.0	2 0.6	11 3.2	100 28.8	130 37.5	75 21.6	29 8.4
	中央東地区	300 100.0	1 0.3	5 1.7	89 29.7	114 38.0	74 24.7	17 5.7
	南部1地区	349 100.0	2 0.6	10 2.9	92 26.4	126 36.1	83 23.8	36 10.3
	南部2地区	239 100.0	0 0.0	6 2.1	78 32.6	84 35.1	45 18.8	27 11.3
	南部3地区	110 100.0	0 0.0	3 2.7	32 29.1	37 33.6	24 21.8	14 12.7
	問17-6 居住年数	1年未満	40 100.0	0 0.0	2 5.0	13 32.5	7 17.5	15 37.5
1~5年未満	149 100.0	0 0.0	7 4.7	48 32.2	47 31.5	34 22.8	13 8.7	
5~10年未満	166 100.0	0 0.0	7 4.2	54 32.5	62 37.3	37 22.3	6 3.6	
10~15年未満	166 100.0	1 0.6	5 3.0	46 27.7	67 40.4	39 23.5	8 4.8	
15~20年未満	168 100.0	3 1.8	5 3.0	41 24.4	67 39.9	45 26.8	7 4.2	
20年以上	895 100.0	4 0.4	20 2.0	258 25.9	393 39.5	201 20.2	119 12.0	
生まれてからずっと	211 100.0	1 0.5	6 2.8	70 33.2	66 31.3	49 23.2	19 9.0	

6 団体紹介

○委員の皆様からご紹介いただきました団体を、一覧にいたしました。

No.	団体名	活動内容
1	柏自主夜間中学	①柏自主夜間中学の運営 ②ポスターやパンフレットの発行等による「自主夜中」への関心の喚起や啓発。 ③市民公益活動団体との連携・情報提供。
2	(特)教育支援三アイの会	・児童、生徒(特に学校へ行けなくて悩んでいる子)への学習指導を行う場を作り、また子育てに悩む親への電話による教育相談や悩み相談講座を開催している。 ・悩み電話相談、夢未来塾、学習支援、読み聞かせ等
3	青空共同保育「どんぐり」	遊び、友達づくり、勉強会、育児相談、演劇、音楽、読み聞かせ、体育遊び、畑作業を通じた親子のふれあい。
4	(特)NPO こどもすぺーす柏	①子育て支援事業、鑑賞事業(舞台鑑賞) ②あそび事業(デイキャンプなど) ③表現活動(世界にひとつだけの絵本づくりなど) ④居場所(ほっとすぺーす) ⑤子育て支援、講演会、広報紙発行など
5	(特)スマイルクラブ	①柏市との協働により小学校の体育の授業サポート事業 ②知的障害児(者)も参加できる「運動が苦手な子の教室」の開催 ③小学生以上を対象とした各種スポーツ教室の開催

6	地域組織活動 ほほえみ会	①毎週「親子グループ」開催（永楽台児童センター内） ②年間通じて、子ども、親子向けの事業の企画運営
7	柏市増尾地域ふるさと協議会	・多世代交流コミュニティー「サロンつちのこ」 毎週土曜日午後 土小学校内にて開催 (毎週土曜日13:00～16:30(4～10月), 13:00～16:00(11～3月)土小学校第4校舎1階(ボードゲーム、読書、イベント・講座他)
8	多世代交流型コミュニティ 実行委員会	コミュニティカフェ「茶論」の運営、まちセミ講座の実施(子供向け・大人向け)、地域小学生を集めての遠足など
9	松葉町三丁目町会	防犯・防火、その他防災に関すること。保健衛生に関すること など
10	「いろえんぴつ」	週3回(火木金)南部近隣センターにて活動中。小学生(中学年)の児童から中学生まで利用でき、地域のボランティアスタッフが個別に学習指導を実施
11	高田地区福祉教育推進連絡 会議 (高田地域ふるさと協議会、柏第四小学校、柏第五中学校、柏中央高校)	県の福祉教育パッケージ指定を受け、文化祭・防犯活動・ゴミゼロ運動の児童・生徒の参加、ふれあい給食、バリアフリー教室、認知症講座など、地域と学校が連携を図りながら各種活動を展開。
12	柏子どもの文化連絡会	人形劇まつり、遊びの場、広報(ほっとハッと通信)等
13	かしわ子育てまちづくりネットワー クココット	柏の子ども・子育てに関わる情報収集、調査等、ネットワークづくり
14	柏おもちゃ病院	子どもたちの壊れたおもちゃを修理

15	家庭教育の会	家庭教育講演会の開催(勉強会、定例会の開催)
16	あそびお助け隊Himawari	楽しみながら交流を進める(音楽カルタ・クラフト・ニュースポーツ等)
17	人形劇サークルてんとう虫	地域の子ども達に人形劇公演をおこなっている。
18	あそび合い研究会あそベンチャーズ 柏	コミュニケーション向上のための「あそび合い・ワークショップ」
19	柏プレーパークの会・あそぼうよ	伸び伸びと自然の中で遊べる機会「あそぼうよ」を提供
20	ミニシアターはらぺこくん	絵本の読み語り、人形劇、紙芝居、手遊びなど
21	チルドリンカフェ(NPO 法人チルドリン)	子育て中のママたちが自分たちのペースでムリなくゆるやかに仲間や地域・社会との関わりを持ち、子育て時期をもっと「楽しみ・学び・安心して過ごせる場」をつくるための活動をしている。
22	柏 PapaShakeHands	父親と子どもが一緒に楽しめるイベント企画、実施など
23	CAP なのはな	様々な暴力から自分の心と身体を守るための教育プログラムを実施
24	かしわ下田の杜 友の会	子どもと父母を対象とし、自然と食農が体験できる野外教室事業など
25	柏・麦わらぼうしの会	平和に関する朗読劇の開催(学校公演もあり)等
26	障がい理解推進チームWa's	障がいに対する理解を深めるためのイベント、講演会、研修会の開催及び冊子、パンフレットの発行

27	柏おもちゃ図書館かたつむり	障害のある子ども達がおもちゃを通して楽しく遊ぶことができるようにとの願いから始まったボランティア活動で、障害のある子ども達にたくさんのおもちゃの中から気に入ったおもちゃを選んで遊ぶ機会を提供し、家でも楽しく遊べるように貸し出しや手作りのおもちゃを工夫して作っている。
28	大津川をきれいにする会	大津川清掃, 自然林の保存, 地域の学校への出前事業, 校外授業の受け入れと, 将来, 自然を守れる児童教育
29	みんな集まれ柳の木	地域美化(びか美化運動16年継続)他事業支援, 小, 中学校文化祭でテーマを決めて参画する等, 地域のボランティア活動活性化に貢献。
30	"十色、咲かそう会	PTA・学校・青少協と連携した地域防犯パトロールと指導。 ボランティア生徒と共に科学実験。手づくり講習会実施活動を通じて、子ども達の地域活動の見守りや相談活動。
31	東葛六市レストランサミット	○食のプロによる食育出前授業 東葛エリアの小学生に五感を使って味わうことの大切さや楽しさを学んでもらう体験型学習。対象学年は味覚の発達が10歳ころがピークということで3年生に「味覚の授業」。 ○学校給食栄養士の料理教室 ○食のプロシェフとの調理実習 ○各地域での食育での様々な取り組み
32	十余二わくわく会	昆虫教室, 自然観察会, お餅つき大会, 大学研究室見学など
33	酒井根地区おやじの会 (酒井根小, 酒井根西小, 酒井	各小学校単位で, 学校内のペンキ塗り等の奉仕作業, 中学校区で地域のまつりの時に

根東小のおやじの会の連携組織)	パトロール, 防犯講演会
-----------------	--------------

7 その他

(1) 柏市附属機関設置条例

○柏市附属機関設置条例

平成 8 年 3 月 29 日

条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

(守秘義務)

第 3 条 附属機関の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第 4 条 第 2 条に規定する附属機関の組織及び委員その他の構成員並びに運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年条例第 6 号)

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年条例第 7 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(柏市民文化会館条例の一部改正)

2 柏市民文化会館条例(昭和 47 年柏市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条の 2 を削る。

(柏市民ギャラリー条例の一部改正)

3 柏市民ギャラリー条例(昭和 54 年柏市条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

第 8 条 削除

附 則(平成 12 年条例第 29 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 8 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後初めて柏市健康福祉審議会の委員に委嘱される者の任期は、改正後の別表の規定にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 17 年条例第 17 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日から平成 18 年 4 月 18 日までの間に柏市就学指導委員会の委員に委嘱される者(補欠の委員として委嘱される者を除く。)の任期は、改正後の別表の規定にかかわらず、平成 18 年 4 月 18 日までとする。

(柏市特別職報酬等審議会条例等の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 柏市特別職報酬等審議会条例(昭和 39 年柏市条例第 38 号)

(2) 柏市住居表示審議会条例(昭和 41 年柏市条例第 3 号)

(3) 柏市通学区域審議会条例(昭和 41 年柏市条例第 7 号)

(4) 柏市総合計画審議会条例(昭和 41 年柏市条例第 28 号)

(5) 柏市生涯学習推進協議会条例(平成 4 年柏市条例第 10 号)

(6) 柏市行政改革推進委員会条例(平成 7 年柏市条例第 32 号)

附 則(平成 17 年条例第 127 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年条例第 2 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年条例第 43 号)

この条例は、平成 19 年 12 月 28 日から施行する。

附 則(平成 19 年条例第 46 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 36 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年条例第 15 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年条例第 33 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表(第 2 条)

(平10条例6・平11条例7・平12条例29・平17条例17・平17条例127・平19条例
2・平19条例43・平19条例46・平20条例32・平24条例36・平25条例15・平26条例
33・一部改正)

附属機関の属 する執行機関	附属機関	担任する事務	委員の数	委員の任期
市長	柏市表彰審査 会	被表彰者についての審査に関する事 務	15人	市長が別に 定める。
	柏市特別職報 酬等審議会	市議会の議員の議員報酬の額並びに 市長及び副市長の給料及び退職手当 の額についての審議及び答申に関す る事務	10人以内	市長が別に 定める。
	柏市行政改革 推進委員会	行政改革の課題及び推進状況につい ての調査及び審議並びに答申に関す る事務	12人以内	市長が別に 定める。
	柏市男女共同 参画推進審議 会	女性問題に関する総合的施策の推進 についての審議及び答申に関する事 務	15人以内	2年
	柏市住居表示 審議会	住居表示整備事業の実施についての 調査及び審議並びに答申に関する事 務	20人以内	市長が別に 定める。

	柏市予防接種 調査会	予防接種の適正かつ円滑な処理につ いての調査及び審議並びに答申に関 する事務	6人	2年
	柏市老人ホーム 入所判定審査会	老人ホーム入所措置の要否について の審査及び答申に関する事務	6人	2年
	柏市地域密着 型サービス運 営委員会	地域密着型サービス及び地域密着型 介護予防サービスの適正な運営の確 保についての審議及び答申に関する 事務	8人	2年
	柏市農業振興 審議会	農業振興施策の総合的かつ効率的な 推進についての審議及び答申に関す る事務	12人	市長が別に 定める。
	柏市生涯学習 推進協議会	生涯学習の推進についての審議及び 答申に関する事務	15人以内	市長が別に 定める。
教育委員会	柏市就学指導 委員会	心身に障害のある児童生徒の適正な 就学についての判定及び具申に関す る事務	14人	2年
	柏市通学区域 審議会	市立の小学校及び中学校の通学区域 についての審議及び答申に関する事 務	20人以内	2年
	柏市学校適正 配置審議会	市立の小学校及び中学校の適正な規 模及び配置についての審議及び答申 に関する事務	10人以内	2年
	柏市文化振興 審議会	文化振興施策の総合的かつ効率的な 推進についての審議及び答申に関す る事務	15人以内	2年

備考 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(2) 柏市生涯学習推進協議会規則

○ 柏市生涯学習推進協議会規則

平成 17 年 3 月 22 日

(教)規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、柏市附属機関設置条例(平成 8 年柏市条例第 6 号)に基づき設置された柏市生涯学習推進協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 委員は、生涯学習について識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席等)

第 5 条 協議会は、必要に応じて委員以外の関係者に対し、出席を求めてその意見を聴くこと又は資料の提出を求めることができる。

(会議の運営等)

第 6 条 この規則で定めるもの及び次条の規定により教育委員会が別に定めるものを除くほか、協議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。